



東海村教育振興基本計画

令和 8 年度(2026) » 令和 12 年度(2030)

# とうかい教育プラン2030

～未来を拓く力と豊かな心を共に育み

誰もが輝く東海村の教育を目指して～

令和 8 年(2026 年)3 月

東海村教育委員会

## はじめに

### 私たちの『東海村』

- 昭和 30 年に誕生（村名は、合併前の 2 つの村が共同して設立した「村松石神組合立東海中学校」に由来）
- 東には太平洋が広がり、北には久慈川が流れ、低地には美しい水田地帯が、台地には畑地と平地林が広がる、水と緑の豊かなまち
- 東西南北約 7.9km の土地に道路や住宅、店舗が整備され、約 38,000 人が暮らすコンパクトシティ
- 「村松虚空蔵尊」などの古くからの貴重な文化遺産と「J-PARC」などの最先端の科学の研究施設を有するまち
- 村立のこども園 1 園、幼稚園 1 園、小学校 6 校、中学校 2 校
- 令和 3 年に博物館と活動施設の複合施設「歴史と未来の交流館」が開館
- 「グルービー<sup>もみ</sup>縦の木公園」をはじめ、子どもたちや家族が集うたくさんの公園を有するまち
- オーボエやクラリネット、サクソフォンの奏者など、世界で活躍する多くの若手演奏家が育ったまち
- 自慢の名産品は「干し芋」
- マスコットキャラクターは、「イモゾー」  
(本名：芋畑富蔵 11 月 23 日生まれ)



etc.

イモゾー

東海村教育委員会では、先達から受け継がれてきた「**まちづくりは人づくり 人づくりは教育から**」という教育立村の理念をもとに、この度、今後 5 年間に取り組む本村教育の目標と施策を体系化した東海村教育振興基本計画『**とうかい教育プラン 2030**』を策定しました。

本プランでは、**未来を拓く力と豊かな心を共に育み、誰もが輝く東海村の教育**を基本理念に、「多様な人々と協働し、自分の持ち味を発揮しながら、自立的にしなやかに生きる力を育むこと」、「人とのつながりや関わりを大切に、生涯にわたり学び続けようとする意欲を育むこと」、「地域を理解し、郷土を大切に思う心を育み、東海村への誇りや愛着を深めること」を目指してまいります。

令和 8 年 3 月

東海村教育委員会

## 目次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 教育の大綱について.....	2
<b>第2章 教育を取り巻く状況の変化</b> .....	3
<b>第3章 前計画のふりかえり</b> .....	5
<b>第4章 基本理念と施策</b> .....	14
1 基本理念（目指す教育の姿）.....	14
2 基本理念が目指す教育の方向性.....	14
3 計画の体系.....	15
4 施策の内容.....	16
施策1 子どもの教育の充実.....	16
施策2 生涯学習の推進.....	40
施策3 次世代への継承.....	56
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	59
<b>《資料編》</b>	
1 東海村教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	61
2 東海村教育振興基本計画策定委員名簿.....	63
3 児童生徒アンケートの結果について.....	64

# 第1章 基本事項

## 1 計画策定の趣旨

本村では、令和3年3月に策定した「東海村教育振興基本計画 ―とうかい教育プラン2025―」に基づき、家庭、学校、地域との連携・協力のもと、様々な教育施策に取り組んできました。

前計画策定からの5年が経過する中、子どもたちの教育を取り巻く環境は大きく変化し、特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、幼稚園、小中学校の臨時休業措置や学校行事の制限、体験活動の中止や縮小など、子どもたちの学びに大きな影響を与えました。

国においては、令和5年度に第4期教育振興基本計画が策定され、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げた、予測困難な時代における教育の羅針盤となるような計画が示されました。

近年の少子化に伴う人口減少の進行、世界各地での戦争や紛争による国際情勢の不安定化、デジタル化やグローバル化の加速、さらには Society5.0 の実現に向けた ICT 等の情報通信技術の急速な進展などの状況に的確に対応していくため、令和8年度を始期とする「東海村教育振興基本計画―とうかい教育プラン2030―」を新たに策定し、本村の教育行政の一層の推進に取り組むものです。

## 2 計画期間

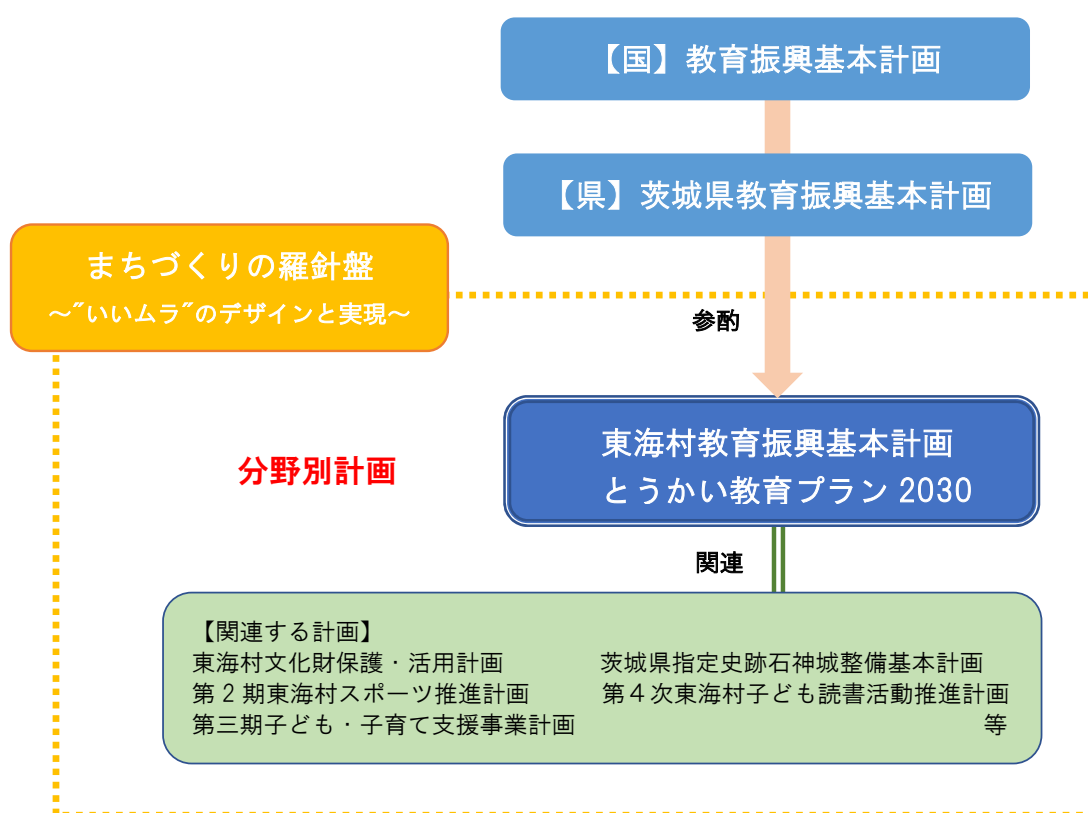
この計画の対象期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
東海村	第6次総合計画				まちづくりの羅針盤 ～“いいムラ”のデザインと実現～					
	とうかい教育プラン2025				とうかい教育プラン2030					

### 3 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）」及び県の「いばらき教育プラン（2022～2025年度）」を参酌し、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）として位置付けるものです。また、新たな村政の目標“行き先”を示す「東海村まちづくりの羅針盤（2025～2029年度）」との整合を図りました。

#### 【計画の位置付け】



### 4 教育の大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が定める教育等に関する大綱については、文部科学省の通知により、教育振興基本計画をもって代えることが可能とされています。また、教育の大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

本計画については、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当することから、本計画をもって、本村の教育等に関する大綱とします。

## 第2章 教育を取り巻く状況の変化

### (1) 国の動向

令和5年6月に策定された第4期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）は、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しています。

計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本コンセプトに、5つの基本方針「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を定めています。

### (2) 人口減少・少子高齢化の進行と地域社会の変容

日本の総人口は、平成20年（2008年）をピークに減少局面にあり、令和5年（2023年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の人口推計では、令和32年（2050年）の本村の総人口は33,169人とされ、令和7年10月の38,111人から大幅な減少が見込まれているとともに、少子高齢化が進展しています。また、核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域社会も大きく変容し、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などが懸念されています。

こうした中、大人から子どもまで一人ひとりが社会の担い手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく必要があります。

### (3) デジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にオンラインによる非対面型サービスが急速に普及し、デジタル化の必要性と有効性が広く認識されるようになりました。さらに、AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）、ビッグデータなどの先端技術の活用により、社会のデジタル化は急速に進んでいます。一方、教育現場においても、GIGAスクール構想による1人1台端末や無線LAN環境の整備などによりICT環境は飛躍的に向上し、学校における学びの姿も大きく変化しました。このように急速にデジタル化が進展する社会においては、学校におけるさらなるICT環境の充実やICTを活用した教育も重要ですが、子どもたちが情報リテラシーや情報モラルを高めることも必要です。

#### **(4) 将来が予測困難な時代**

テクノロジーの発展により世界中の企業や個人がつながることで、急速にグローバル化が進展しています。また、ロシアのウクライナ侵略等による国際情勢の不安定化や気候変動などの地球環境の問題が深刻化している中、現代は将来が予測困難な時代であり、その特徴である変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。このような時代においては、環境の変化に対応する柔軟性や適応力、既存のやり方にとらわれずに新たなアイデアを生み出す創造力や問題解決力などが求められます。

#### **(5) 子どもたちを取り巻く課題や多様性**

近年、不登校、いじめ、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもの抱える困難は多様化・複雑化しています。また、肥満・痩身、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題など、子どもの心身の健康にも多様な課題が生じています。さらに、医療的ケアや性的マイノリティなど多様な状況にも対応していく必要があります。このような状況において、子どもたちの個々の状況に応じて適切な支援を行い、誰一人取り残されず、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びが求められます。

### 第3章 前計画のふりかえり

「東海村教育振興基本計画－とうかい教育プラン2025－」では、5つの政策の柱と17の施策目標を掲げ、「社会全体で子育てするステキなまち“とうかい”」「村民一人ひとりがキラリ輝くまち“とうかい”」の実現を目指し、取組を進めてきました。

以下、施策目標ごとに主な取組状況を「○」で、課題を「●」で示します。

政策の柱1 確かな学びと豊かな心	
<p>施策目標1 幼児教育の充実化</p>	<p>○幼児期からの質の高い教育の提供を目指すため、支援が必要な幼児に対して教育・保育支援員を配置し、成長段階に応じた支援の充実を図ったほか、指導室計画訪問、各年代に合った研修、保育研究発表などにより保育者の質の向上に取り組みました。</p> <p>また、保育者と小学校教員を中心とした架け橋カリキュラム検討協議会・合同研修会、子ども同士の交流会など、学びを繋げるための接続・連携の強化を図りました。</p> <p>●幼児主体の保育について共通理解ができていないことや、こ保幼小接続について属人的な理解に留まっていることなどから、組織的に理解を深めていく必要があります。</p>
<p>施策目標2 児童生徒一人ひとりの学びの成立</p>	<p>○質の高い教育の提供を目指すため、スタディ・サポーターや生活指導員、学校図書館指導員等を配置したほか、より高い専門性を生かした教育活動の機会提供のため、教科特別指導員を配置しました。</p> <p>また、不登校対策として、両中学校に校内フリースクールを開設して支援員を配置しました。</p> <p>●特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあることから、学習及び校内生活を支援する生活指導員を増員し、個に応じた指導・支援を充実させる必要があります。</p> <p>○教職員の指導力と教育活動の充実を図るため、各種訪問指導を通して教職員への指導・助言を行ったほか、校内研修の実施、東海村教育研究大会の開催などにより教職員の資質向上を図りました。</p> <p>●教育現場で求められる新しい知識やスキルに関する研修を提供する必要がありますが、その実施にあたっては、働き方改革とのバランスを考慮する必要があります。</p>
<p>施策目標3 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進</p>	<p>○主体的・対話的で深い学びの実現を目指すため、小中学校においては「児童生徒との課題づくり」や「話し合いの場の工夫」、「まとめ」と「振り返り」を意識した授業展開を実践してきました。また、幼稚園やこども園、保育所においてはNLTの派遣による外国語教育の充実やICTを活用した教育活動を推進しました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学後の活発な学びにつなげるためには、幼児期において英語に触れる機会を増やす必要があります。</li> <li>○ESD の視点に立った教育課程の充実を図るため、教科間の関連性を視覚化し、教員間で共有を図りました。</li> <li>●ESD についての教科横断的な指導の実践に関し、理解を深めていく必要があります。</li> <li>○多様な体験活動の機会を充実させるため、小学校では農業体験を、中学校では職場体験による学習を実施しました。また、平和大使派遣による平和教育の推進や中学校2年生が生徒主体の立志式を行いました。</li> <li>●農業体験と職場体験をより充実させるためには、各学校と地域との連携を深める必要があります。</li> </ul>
<p>施策目標4 豊かな心を育む 教育活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育における心の教育、小中学校の道徳教育・人権教育を推進し、豊かな情操や道徳心を培うため、教育施設内外での直接・協同体験や道徳科の授業を要に教科横断的な人権教育を実施しました。</li> <li>●体験活動における地域資源の活用にあたっては、どのように保育の中で活用するのか保育者自身が考えていく必要があります。また、道徳科においては、「考え、議論する道徳」の実践が求められます。</li> <li>○図書館運営により“ことば”と“こころ”を育むため、家庭内での読書を育む「家読（うちどく）」の推進を中心に、世代に応じた事業を展開し、各世代と本をつなぐ取組を進めました。</li> <li>●小中高生の不読率が上がらないよう、各世代と本をつなぐ機会をさらに創出していく必要があります。</li> </ul>

政策の柱2 学べる環境づくり	
<p>施策目標1 学校における教材等の教育環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教材等の整備を推進するため、デジタル教材を活用できる環境整備として、1人1台端末の更新や電子黒板の配備を進めました。</li> <li>●ICT環境の向上のため、ICT機器やネットワーク環境を更に充実していく必要があります。</li> <li>○学校図書館の整備充実を図るため、全小中学校に学校図書館指導員を配置したほか、東海村立図書館から学校への貸出返却資料の配送や団体貸出のサポートを行いました。</li> <li>●蔵書充足率を満たしていないことや学校図書館の面積が小さいなどの課題を抱える学校があります。また、東海村立図書館からの貸出資料を必要な数だけ提供できないケースがあります。</li> </ul>
<p>施策目標2 教職員が子どもたちに対し真摯に向き合える教育環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場環境を改善するため、教育委員会に総括安全衛生委員会を設置し、村立学校教職員の危険や健康障がい防止を組織的・効果的に実施できるような体制を整備しました。また、校務支援システムの導入や学校給食費の公会計化に取り組んだほか、中学校部活動の地域展開を段階的に進めています。</li> <li>●教職員が安心して働ける職場環境を整えるため、働き方改革のさらなる推進が求められています。</li> </ul>
<p>施策目標3 多様なニーズに対応した教育機会の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての子どもたちが安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進するため、スクールカウンセラーの派遣や教育支援センターへの相談員配置を行いました。</li> <li>●教育支援センターにおいては、限られた空間での活動になるため、利用者個々のニーズに合わせることは限界があります。また、新たに利用する子どもや保護者が安心して生活できるように、相談体制を充実させ、関係機関と連携する必要があります。</li> <li>○特別な支援が必要な幼児、児童生徒への教育を支援するため、発達支援センターにおいて専門的な支援及び相談・指導などを実施し、関係機関と積極的に連携しました。</li> <li>●関係機関から発達支援センターにつながらない家庭があります。また、通級による指導を行う教室を設置する必要があります。</li> <li>○保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励事業を実施しました。また、若い世代の経済的負担軽減と村内への移住・定住や人材確保を目的に奨学金返還支援補助金制度を創設しました。</li> <li>●就学奨励金について、受給要件を満たす人が適切に申請できるよう、制度の周知をより一層進める必要があります。</li> </ul>

<p>施策目標 4 安心・安全で質の高い教育施設等の整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時代の流れに応じた学校の新たな姿を展開するため、照沼小学校において小規模特認校制度を継続して実施しました。</li> <li>●照沼小学校区の児童数の減少が加速する中、多様性に配慮しつつ、魅力のある特色を打ち出す必要があります。</li> <li>○安全で安心して学べるよう、教育施設の長寿命化や教育環境の改善を図りました。また、社会教育施設の改修を進めたほか、文教地区の駐車場整備にも着手しました。</li> <li>●教育施設では災害時での施設利用も踏まえ、屋内運動場（体育館・武道場）の空調整備や体育館の Wi-Fi 環境整備が必要です。また、社会教育施設では公共施設全体の在り方や適正な機能・規模について検討していく必要があります。</li> </ul>
---	---

政策の柱3 多様な世代・個性のつながりと交流	
<p>施策目標1 地域における子どもたちの安全の確保</p>	<p>○地域と連携して子どもたちの安全を守るため、村内の小中学校の通学路について、教育委員会、警察署、道路管理者、環境政策課と合同で点検を実施しました。また、学校においては、地震、火災、津波など様々な災害を想定して訓練を実施しました。</p> <p>●通学路の点検箇所によっては根本的な解決が難しい場合もあり、注意喚起などの暫定的な対応に留まることがあります。また、学校における訓練については、なぜこの行動が必要なのかを子ども自身が判断し、自ら身を守る行動がとれるようにしていく必要があります。</p>
<p>施策目標2 家庭・地域の教育力の向上</p>	<p>○家庭の教育力の向上を推進するため、幼稚園の保護者を対象とした研修会や講演会を開催しました。また、人権講座を開催し、人権意識の啓発に努めました。</p> <p>●講演会や講座への参加が減少傾向にあるため、開催方法を見直していく必要があります。</p> <p>○地域の教育力の向上を推進するため、青少年育成東海村民会議等への支援や「エンジョイ・サマースクール」による子どもたちへの夏休みにおける体験学習の場の提供、「とうかい子どもキャンパス」による地域への興味・関心が高められるような働きかけといった取組を行いました。</p>
<p>施策目標3 多様な世代の学びの充実</p>	<p>○多世代が集い、東海村を学び、発信する環境を整備するため、各種設備等について、年次計画に基づく定期的な点検等、施設の安全性・長寿命化を踏まえた適正な管理・運営を行いました。また、東海村中央公民館では、貸館により住民の自主活動を支援しました。</p> <p>●老朽化が進んでいる施設については、施設全体の改修計画を策定していく必要があります。</p> <p>○「とうかいまるごと博物館事業」や「エンジョイ・サマースクール」、「とうかい子どもキャンパス」等の事業で、様々な学習機会を提供するとともに、趣味や娯楽などの講座に加え、社会生活に必要な知識や技能を身に付けられる講座を開催しました。</p> <p>また、東海村立図書館では「電子図書館」を開設し、自宅や学校で図書館を利用できる環境を整備しました。</p> <p>●受講者が集まりにくい講座もあることから、募集条件等の精査や内容の工夫が求められます。また、図書資料については、中高生の読書離れが顕著であるため、魅力的な選書が必要です。</p>

<p>施策目標 4 文化芸術活動の 推進</p>	<p>○文化芸術活動を支援するため、地域文化振興の中核を担う東海村文化・スポーツ振興財団や地域文化の向上及び発展に寄与している文化祭実行委員会・文化協会に補助金を交付し、事業運営を支援しました。</p> <p>●世代を超えて楽しめる事業を推進していくとともに、文化団体の活動の場の提供や、新規会員の確保に向けた取組などへの支援が必要です。</p>
----------------------------------	---

#### 政策の柱4 ふるさとを次世代につなぐ

##### 施策目標1

ふるさと東海村の歴史・文化・自然の次世代への継承

- ふるさと東海村について学ぶ機会を提供し郷土愛を深めるため、学校において東海村のシンボルや歴史など東海村を教材とした学習活動を継続的に実施しました。また、村花スカシユリの増殖や東海音頭の普及に取り組む「東海音頭保存会」への支援を行いました。
- スカシユリの増殖事業においてはサポーターへの参加者が固定化し、東海音頭保存会においては会員が減少傾向にあることから、それぞれ持続可能な活動内容や人員確保のための方策検討が必要です。
- 文化財を次世代に引き継ぐため、歴史と未来の交流館の整備により、文化財を適切に保存・活用する環境向上を図るとともに、文化財IPMシステムによる施設の適切な管理を行いました。
- 文化団体等による文化継承事業等に対し補助金を交付し、文化保存や自然保護に係る公益的事業の創出や活動団体の育成を図りました。  
また、所有者等が管理する文化財の修繕等に対し補助金を交付し、村内に存する文化財が保護されることで、次世代への継承に寄与しました。
- 歴史と未来の交流館が開館し、寄贈の希望が増加したことに伴い、収蔵資料の整理及び計画的な収集・活用方法の検討が必要です。また、文化団体の高齢化が進んでいることから、持続可能な活動のため、新たな担い手の確保が必要です。

政策の柱5 健全な心と体の育成	
<p>施策目標1 学校保健教育・保健管理の推進</p>	<p>○幼児、児童生徒の健やかな体づくりを推進するため、小中学校において茨城県体力・運動能力調査（体力テスト）を実施し、その結果を基に各学校で強化すべき項目において、重点的またはスポット的に授業を展開しました。また、各種健康診断を実施し、幼児、児童生徒の健康の保持増進を図りました。</p> <p>●個々の児童生徒の体力や興味に応じた、多様な運動の選択肢が十分ではない状況があります。また、う歯や視力低下など、治療が必要な児童生徒に対する受診勧奨を行っても、治療にいたらないケースがあります。</p>
<p>施策目標2 健全な心身を育む食の提供</p>	<p>○学校における食育を推進するため、栄養教諭等が各学年に応じた食の指導を実施したほか、食品ロス削減のための働きかけを行いました。また、給食提供にあたっては地場産物を積極的に活用しました。</p> <p>●栄養教諭・学校栄養職員が要となり、生活習慣の改善や食物アレルギーへの対応等の個別的な相談指導に取り組むことが求められています。</p> <p>○安全で安心な、栄養バランスのとれた学校給食等を安定的に提供するため、調理業務の民間導入を進めました。また、学校給食アレルギー対応マニュアルを改訂し、食物アレルギーを有する児童生徒の安全確保に取り組みました。</p> <p>●調理業務の民間委託導入を行った学校への指導を定期的に行うとともに、民間委託未実施校の衛生管理レベルの維持・向上のため調理員への研修機会の提供や実地での指導が必要です。また、食物アレルギー事故発生を防ぐため、学校現場への継続的な指導や研修機会の確保が必要です。</p>
<p>施策目標3 青少年の健全な育成</p>	<p>○子どもたちの豊かな人間性を育み、非行化防止を推進するため、青少年相談員による朝のあいさつ運動や巡回活動を行いました。また、「小・中・高校生のための心の悩み電話相談」や青少年カウンセラーによる面接相談を継続して実施しました。</p> <p>●子どもたちを取り巻く状況が多様化・複雑化し、問題が見えにくい状況になっていることから、地域の見守りや声掛け、相談体制の充実を図っていく必要があります。</p>
<p>施策目標4 村民一人ひとりのスポーツの日常化</p>	<p>○多くの人がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するため、スポーツ協会・スポーツ少年団への補助金交付による支援や村内の学校施設の開放、幅広い世代が、運動や健康づくりに取り組むためのきっかけづくりを目的とした「スポーツフェスタ TOKAI」</p>

	<p>の開催などに取り組みました。</p> <p>また、運動・スポーツ実施率の向上などに向けた施策を推進するため、第2期東海村スポーツ推進計画を策定し、目標指標（成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率60%）の達成に向けた取り組みを展開しました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「スポーツフェスタ TOKAI」については、多様な主体との連携をより強化するなどして、参加者の拡大や満足度の向上を図る必要があります。</li></ul>
--	---

## 第4章 基本理念と施策

### 1 基本理念（目指す教育の姿）

---

#### 未来を拓く力と豊かな心を共に育み、誰もが輝く東海村の教育

この計画では、先達から脈々と受け継がれてきた「まちづくりは人づくり 人づくりは教育から」という教育立村のビジョンを継承しつつ、多様な人々と協働して様々な社会変化を乗り越えるための「未来を拓く力」と、人とのつながりを大切にしながら生涯学び続けようとする意欲や郷土への誇りや愛着を持つ「豊かな心」を育み、誰もが輝く教育を目指します。

### 2 基本理念が目指す教育の方向性

---

#### 多様な人々と協働し、自分の持ち味を発揮しながら、自立的にしなやかに生きる力を育む

人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展、グローバル化する社会、国際情勢の不安定化など、これからの予測困難な時代を生き抜くためには、意見や考えが異なる他者と互いに尊重し、思いやり、支え合いながら、社会の変化に柔軟に対応していく必要があります。そこで、多様な人々と協働し、自分の持ち味を発揮しながら、自立的にしなやかに生きる力を育みます。

#### 人とのつながりや関わりを大切に、生涯にわたり学び続けようとする意欲を育む

人生を豊かにするためには、自分の学びを深めるとともに、人との関わりを通して学びを広げ、学ぶ楽しさを共有することで、幸せや生きがいを感じながら学び続けることができるようにしていくことが重要です。そこで、人とのつながりや関わりを大切に、生涯にわたり学び続けようとする意欲を育みます。

#### 地域を理解し、郷土を大切に思う心を育み、東海村への誇りや愛着を深める

地域の歴史や文化、自然について学んだり、文化財や自然環境などの資源を保護したりすることにより、これまで先人が「つなぎ」「紡いできた」郷土を大切にしたい思いを次世代につないでいかなければなりません。そこで、地域を理解し、郷土を大切に思う心を育み、東海村への誇りと愛着を深めます。

### 3 計画の体系

基本理念及び目指す教育の方向性を踏まえ、本計画の取組については、施策、小施策、取組項目の3つの階層に体系化しています。

施策1 子どもの教育の充実		
小施策	取組項目	
(1) 学校教育の充実	① 確かな学力の育成 ア 確かな学力を育てる質の高い授業づくりの推進 イ 時代の変化に対応できる教育の推進	
	② 豊かな心の育成 ア 道徳教育・人権教育の推進 イ 児童生徒の支援の充実 ウ 読書活動の充実	
	③ 健やかな体の育成 ア 学校体育・健康教育の充実 イ 学校給食・食育の充実	
	④ 特別支援教育の充実	
	⑤ 教育DXの推進	
	⑥ 経済的状況によらない質の高い学びの確保	
(2) 幼児教育の充実	① 幼児教育の質の向上とこ保幼小の円滑な接続	
(3) 学校環境の整備・充実	① 学校施設の安全性と教育環境の向上	
	② 教職員が安心して働くことができる環境の整備	
施策2 生涯学習の推進		
小施策	取組項目	
(1) こども・わかものの育成支援の充実	① 豊かな人間形成と心身の育成 ア こども・わかものの活動・学習機会の充実 イ 家庭・地域とともに育む教育力の向上 ウ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 エ 部活動の地域展開の環境づくり・子どもの居場所づくり オ 青少年の健全育成活動の充実	
	① 文化芸術活動の推進	
	(2) 多様な世代、多様な人々の学びの充実	② 生涯スポーツの推進
		③ 生涯学習環境の充実
④ 読書活動の推進		
(3) 社会教育施設の整備・充実	① 社会教育施設の整備・充実	
施策3 次世代への継承		
小施策	取組項目	
(1) 歴史・文化・自然の継承	① 文化財の保護・活用	
	② 郷土愛の醸成	

## 4 施策の内容

### 施策1 子どもの教育の充実

#### (1) 学校教育の充実

##### ① 確かな学力の育成

##### ア 確かな学力を育てる質の高い授業づくりの推進

#### ＜現状と課題＞

- 児童生徒の多様性を踏まえると、特定の指導方法や学習方法をとることで全ての児童生徒の学びを主体的・対話的で深い学びにできるわけではありません。そのため、多様な特性を有する全ての児童生徒に対して社会で求められる資質・能力の育成を図れるよう、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められます。
- 確かな学力を育てる質の高い授業づくりを推進するために、指導主事による学校訪問や教職員向け研修会を実施することを通して、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいます。主体的・対話的で深い学びの実現において、より一層授業改善を支援していく必要があります。
- 児童一人ひとりへのきめ細やかな学習指導を行うため、村独自に教員を採用し、小学校1、2年生を対象に少人数学級編制を実施してきましたが、全国的な教員不足の影響により、少人数学級の運営が困難となっています。

#### 取組方針

- 全国学力・学習状況調査や県学力診断テストの結果を活用し、児童生徒一人ひとりの学習状況と課題を的確に把握します。
- 興味関心や学習特性に応じた指導が行えるよう、スタディ・サポーターや教科特別指導員、生活指導員などを配置し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上を目指します。
- 指導主事による学校訪問や研修会の充実による専門性向上、各学校における授業づくりの工夫や成功事例の共有による実践力強化などにより、教職員の資質・能力の向上に取り組めます。
- 校内研修を核とした授業改善が継続的に行われるよう、各校の実情に応じた組織的な研修体制を整え、教職員が日常的に学び合う風土を醸成します。
- 少人数学級編制を継続できるよう引き続き教員の募集を行います。実施が困難な場合でも、村独自で支援員を配置し、児童の学習を支える体制を維持します。

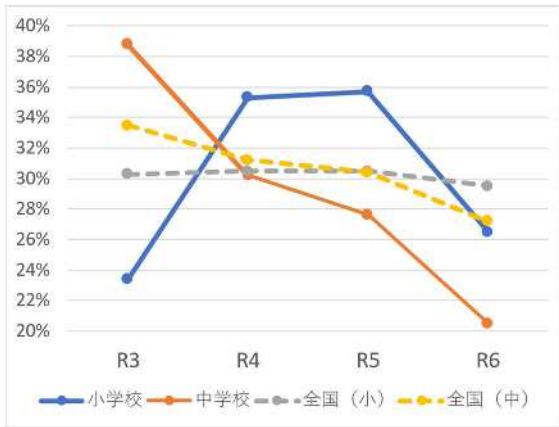


図 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいることができる割合と回答した児童生徒の割合 \*1

指 標	R6 現状値	R12 目標値
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると回答した児童生徒の割合 *1	小学校 26.5% 中学校 20.5%	小学校 30% 中学校 25%
話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると回答した児童生徒の割合 *2	小学校 38.9% 中学校 26.0%	小学校 40% 中学校 35%

## 重点取組・事業

### ○小中学校への訪問指導

\*1・2 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

※「話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができるか」という質問については、令和6年度からの質問項目（全国平均 小学校 41.5% 中学校 36.5%）

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ① 確かな学力の育成

#### イ 時代の変化に対応できる教育の推進

#### 《現状と課題》

- 平和教育の一環として、平成23年度から平和大使の派遣を継続しており、広島での資料館見学、平和式典への参加、語り部の方からの実体験の聴取などを通して、児童生徒が平和の尊さを学び、村内に平和教育を浸透させる役割を担っています。
- 立志の年の取組として、職場体験を実施しており、生徒にとっては社会を知る初めての経験となり、多くの学びを得る貴重な機会となっています。一方で、生徒の希望通りの職業体験が必ずしも実現できるわけではないこと、教員が各施設との調整や段取りに多くの時間を割いていることが課題となっています。
- 国際社会で活躍できる人材育成のため、幼児教育施設に1名、小学校に6名、中学校に2名のNLT（外国語指導講師）を配置し、幼児・児童生徒がネイティブスピーカーの英語に触れる機会を設けています。こうした取組により、英語に親しむ環境は整いつつあり、英語の勉強が好きと答える児童の割合は全国と比較して高い傾向にありますが、英語学習への興味・関心をさらに高めるためには、授業内容や活動の工夫が求められます。

#### 取組方針

- 平和大使の活動を通じて得た学びをより多くの児童生徒や地域に広げるため、報告会の内容や開催方法を工夫し、参加意欲を高められるよう取り組みます。
- 立志の年の職場体験については、生徒の希望に寄り添いながら、地域との連携を深め、体験先の確保や調整の効率化を図ることで、教員の負担軽減と教育効果の向上を目指します。
- 児童生徒の英語学習への興味・関心をさらに高めるため、NLTとの交流を通じた体験的な活動を充実させるとともに、言語活動を中心とした授業の工夫を進めます。また、中学校において、オンライン国際交流を実施する機会を設けるなど、英語を使って伝え合う楽しさを実感できる場を増やし、児童生徒の主体的な学びを促進します。

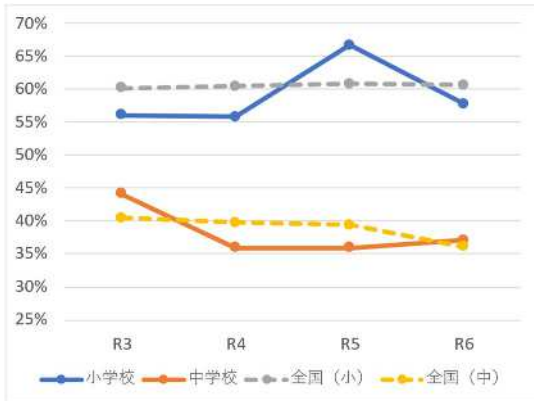


図 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合 \*1

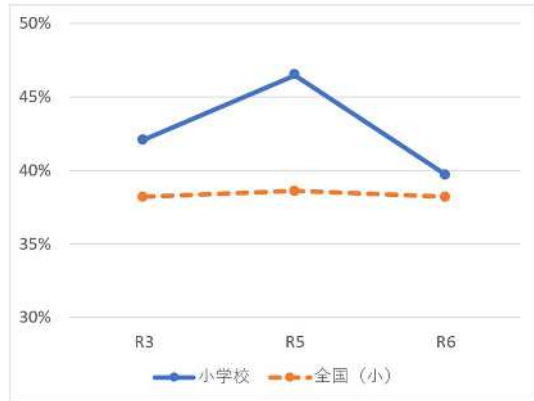


図 英語の勉強が好きと回答した児童の割合 \*2

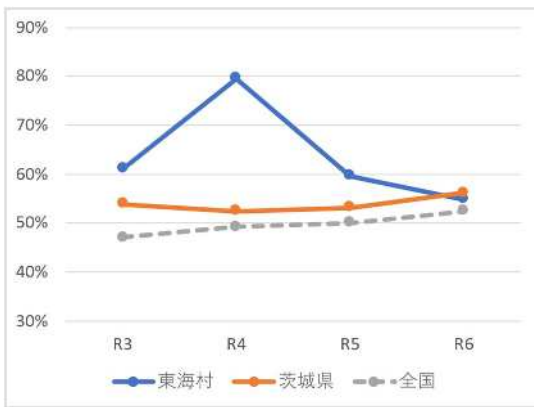


図 CEFR A1 レベル (英検 3 級) 相当以上を達成している中学生の割合\*3



指 標	R6 現状値	R12 目標値
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合 *1	小学校 57.8% 中学校 37.1%	小学校 65% 中学校 45%
英語の勉強が好きと回答した児童の割合 *2	小学校 39.7%	小学校 45%
CEFR A1 レベル (英検 3 級) 相当以上を達成している中学生の割合 *3	中学校 54.8%	中学校 63%

## 重点取組・事業

○外国語指導講師 (N L T) の配置      ○平和大使の派遣

\*1・2 出典：令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

※「英語の勉強が好きか」という質問については、令和 4 年度は調査なし

\*3 出典：英語教育実施状況調査 (文部科学省) より

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ② 豊かな心の育成

##### ア 道徳教育・人権教育の推進

#### 《現状と課題》

- 各学校では、道徳教育全体計画及び年間指導計画に基づいて、学校全体で道徳教育の充実に取り組んでいます。令和5年4月に施行された「こども基本法」の趣旨を踏まえ、児童生徒は自らの権利をもつ存在であり、大人と同様に一人の人間として基本的人権を有していることを理解することが重要です。その理解を土台として、他者の人権を大切にすることを育てることが、今後の道徳教育において求められています。
- 児童生徒が自らの考えを深め、他者と意見を交わしながら価値について主体的に考える「考え、議論する道徳」の実現に向けて、授業の質の充実を図っています。その一方で、授業づくりにおいては、学校・学年・学級ごとに指導方法の選択や展開に違いが見られることから、より効果的な指導の在り方について共通理解を図ることが必要です。
- 関係機関や各種団体との連携を図りながら、児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえた人権教育を計画的に進めていますが、本村の児童生徒の自己肯定感は全国値と比較すると低い傾向にあり、施策の充実が必要です。

#### 取組方針

- 児童生徒の実態や教育環境の変化、保護者や地域の期待などを踏まえながら、道徳教育全体計画及び年間指導計画の見直しを進めます。これにより、道徳科を中心に据えた道徳教育を、学校の教育活動全体を通じて一体的に推進していきます。
- 道徳教育の推進を主に担当する教員が、研修等で得た知識や学んだ内容を校内で効果的に共有できるよう、内容の整理や効果的な伝え方を話し合う場を設けることや、道徳部員研修会の一環として授業公開を行い、教員同士が参観し学び合える環境を整えることで、指導力向上を目指します。
- 人権教育の充実に向けて、人権部員研修会や村主催の講演会で得られた知見を各校の校内研修等において共有・活用し、教職員の資質向上を図ります。
- 道徳教育や人権教育の学びを日常の教育活動に適切に反映させることで、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、他者を思いやり尊重する心の育成につなげます。

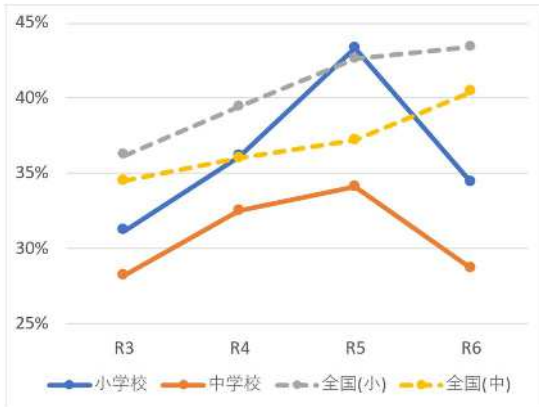


図 自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合 \*1

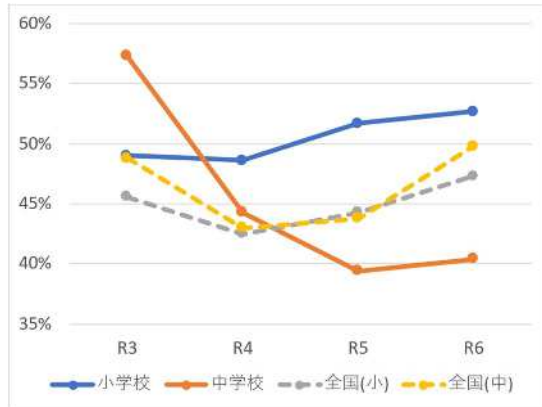


図 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると回答した児童生徒の割合 \*2

指 標	R6 現状値	R12 目標値
自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合 *1	小学校 34.4% 中学校 28.7%	小学校 40% 中学校 35%
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると回答した児童生徒の割合 *2	小学校 52.7% 中学校 40.4%	小学校 60% 中学校 50%

\*1・2 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ② 豊かな心の育成

##### イ 児童生徒の支援の充実

#### 《現状と課題》

- いじめ対策については、年度当初に学校いじめ防止基本方針を教職員間で共有し、いじめの積極的な認知、未然防止、早期発見及び解消に向けて、組織的な対応が図られるよう努めていますが、1,000人当たりのいじめの認知件数は小・中学校とも全国の数値を上回る状況にあり、引き続き、いじめの未然防止に努めていく必要があります。
- 児童生徒が安心して学べる魅力ある学校・学級づくりを推進し、各教科と生徒指導を一体化させた授業づくりや集団づくりに取り組んでいますが、「いじめはいけないことだ」と回答する児童生徒の割合が、年度によっては全国平均を下回る結果も見られ、安全・安心な学校風土のさらなる醸成が求められています。
- 心の居場所づくり推進事業の不登校対策として、教育支援センターにおいて児童生徒の学習支援や保護者からの相談支援等を行っています。  
また、令和6年度から村内中学校に校内フリースクールを開設して支援員を配置し、教室に入れない生徒の居場所づくりと支援を行っていますが、不登校児童生徒数は毎年増加し、高止まりの傾向にあります。

#### 取組方針

- 道徳科や学級活動では、事例検討やロールプレイ、映像教材を活用し、いじめの背景や影響、加害・傍観・被害の立場からの気づきを促す授業を行います。
- 「自分たちの学級をどうしたいか」を話し合い、安心できる関係づくりに主体的に関わる機会を増やすことで、いじめを許さない風土の醸成を図ります。
- 教育支援センターと学校の連携を深め、児童生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を進めます。相談内容に応じて関係機関を紹介し、スクールカウンセラーを効果的に活用することで、児童生徒と保護者の心理的な安心感の確保に努めます。
- 教育支援センターの取組においては、図書館、総合体育館、歴史と未来の交流館などの施設を活用し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。

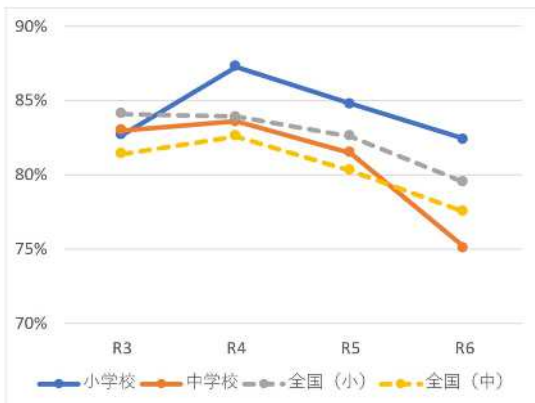


図 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒の割合 \*1

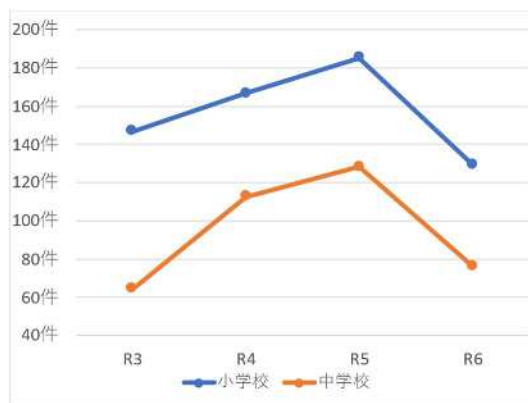


図 いじめの認知件数(1,000人当たり) \*2

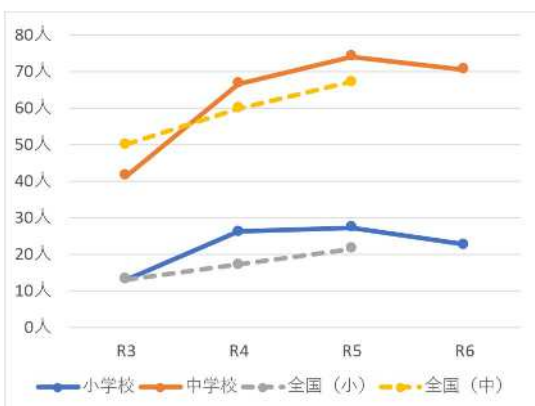


図 不登校児童生徒数(1,000人当たり) \*3



指 標	R6 現状値	R12 目標値
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うと回答した児童生徒の割合 *1	小学校 82.4% 中学校 75.1%	小学校 100% 中学校 100%
子どもにとって教育支援センターは「心の居場所」のひとつとなっていると思うと回答した保護者の割合 *4	76%	90%

## 重点取組・事業

### ○校内フリースクールによる学習支援

\*1 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

\*2・3 出典：各年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

※いじめの認知件数の全国の数値については、国公私立の数

※令和6年度の不登校児童生徒数の全国の数値については、未公表(令和7年10月1日現在)

\*4 出典：村独自調査より

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

- ② 豊かな心の育成
- ウ 読書活動の充実

#### ＜現状と課題＞

- 児童生徒の読書活動の推進、学校図書館での貸出資料の充実、調べ学習で使用する資料の補填などの目的で、東海村立図書館から学校への団体貸出を実施しています。朝読や授業で使う資料の補填として利用されていますが、授業の進み具合によっては、同じ時期に複数の学校で同じテーマの資料が必要になり、十分な数の資料を提供できないケースがあります。
- 東海村立図書館と小中学校が連携し、学校での利用に特化した本のセット「学校図書館支援パック」を整備して学校への貸し出しを行っています。さらに、図書館職員が学校へ図書館資料を配送する「学校図書館配送便」を実施することで、学校図書館の充実を図っています。
- 学校図書館の図書の整備については、毎年更新し図書の充実に努めていますが、全校達成はできていない状況です。

#### 取組方針

- 東海村立図書館の学校図書館に対する「学校図書館支援パック」、「学校図書館配送便」や学校への団体貸出といったサポートの取組を継続して実施します。
- 「学校図書館支援パック」については、教科書改訂などにより授業内容に即したものに  
する必要があるため、学校図書館指導員と連携し、内容を更新していきます。
- 東海村立図書館の購入図書の選定に当たっては、学校図書館指導員から団体貸出が集中  
しそうなテーマを聞き取り資料の補充に努めるなど、東海村立図書館と学校が連携  
して取り組むことで、学校における図書や資料の活用を促進します。
- 児童生徒の健全な教育の育成や情報収集・選択・活用能力の育成機能の向上のため、児童  
生徒の読書環境の向上に努めます。

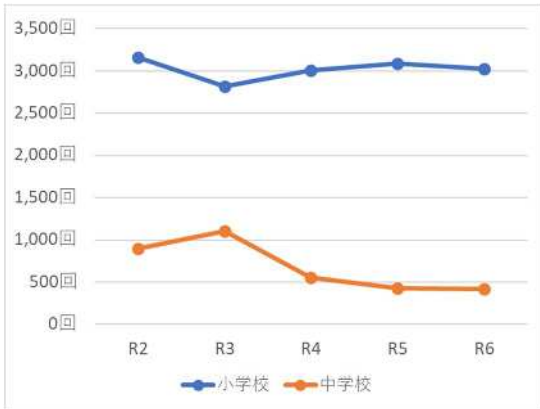


図 学校への団体貸出数

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ③ 健やかな体の育成

##### ア 学校体育・健康教育の充実

#### 《現状と課題》

- 体づくり運動の取組として、茨城県体力・運動能力調査（体力テスト）を実施し、その結果をもとに、各小中学校では児童生徒の体力の傾向や課題を把握した上で、強化が必要な運動項目に焦点を当てた授業を、重点的または短期間で効果的に展開していく必要があります。
- 学校保健教育の充実を図るため、学校保健委員会では講演会などを通じて健康に関する意識の向上を目指した取組が行われています。
- 薬物乱用防止や性に関する教育については、専門的な知識を有する外部講師を招いて学習の機会を設けていますが、学年ごとの実施となっているため、児童生徒一人ひとりの理解の深まりには個人差が生じる可能性があり、今後の取組に工夫が求められます。

#### 取組方針

- 児童生徒の体力の維持・向上を図るとともに、運動への前向きな姿勢や楽しさ、達成感を実感できる授業づくりを推進します。具体的な取組としては、体力テストの結果を受けて各小中学校は課題を挙げ対応策を出した上で、年間を通してその課題に取り組み、教育委員会が進捗や成果を確認する体制を整えます。
- 各小中学校では、休み時間や放課後等、体育の授業以外に運動する機会を確保し、運動に親しむ態度を育むことで、運動習慣の定着を促し、生涯にわたる健康づくりへの意識の醸成につなげます。
- 児童生徒が健康や命に関わる重要なテーマについて、学年の発達段階に応じて理解を深められるよう、指導内容・指導方法を工夫して取り組みます。特に薬物乱用防止や性に関する教育については、引き続き、外部講師による専門的な指導を活用しつつ、学校全体で系統的かつ継続的な学習機会を確保します。

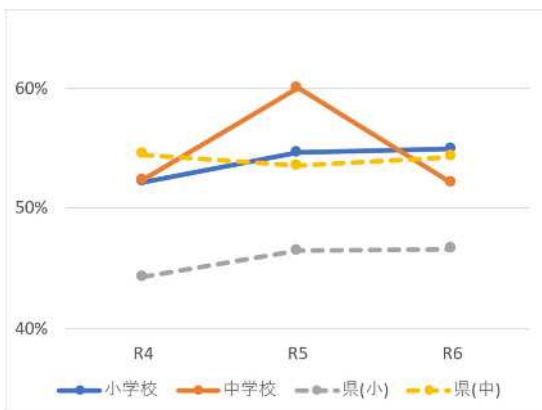


図 体力・運動能力調査の結果がA・Bと評価された児童生徒の割合 \*1

指 標	R6 現状値	R12 目標値
体力・運動能力調査の結果がA・Bと評価された児童生徒の割合 *1	小学校 54.9% 中学校 52.1%	小学校 60% 中学校 60%

\*1 出典：茨城県体力・運動能力調査（体カテスト）より

※体カテスト段階別総合評価では各測定項目（8種目）の得点を合計し、年齢ごとに基準を設定し、AからEの5段階で評価している（A：優れている B：やや優れている C：普通 D：やや劣っている E：劣っている）。

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ③ 健やかな体の育成

##### イ 学校給食・食育の充実

#### 《現状と課題》

- 給食の提供については、学校給食実施基準で定められている栄養量を確保するよう努め、食材については可能な範囲で地産地消に取り組んでいます。食育の充実の観点から地場産の野菜等を使用した学校給食の推進や献立内容の情報提供、学校の生産体験学習の取組を継続して推進していくことが重要です。
- 近年の食物アレルギーを取り巻く状況は大きく変化しており、その症状は、多様化・複雑化・重症化が進んでいます。児童生徒の生命を守るという観点から、食物アレルギーについて、教育委員会を始め、教職員全員が正しく理解し情報を共有するとともに、緊急時の対応が適切にできるような体制を継続して確保する取組が必要です。
- 近年、子どもの食をめぐるのは、栄養の偏りなどから起こる過度の肥満や痩身の問題等が指摘されており、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。学校では、こうした問題に対応するため、学校給食を活用し、学校教育全体で食に関する指導を充実する取組が必要です。

#### 取組方針

- 学校給食で使用する食材については、価格や品質に配慮しながら地場産の食材や有機食材など様々な食材の使用維持・向上に努めます。
- 地場野菜生産農家と児童生徒のふれあいの場を設け、東海村の農産物に触れ、感謝の気持ちを育むことができる機会を増やすとともに、食への関心を更に高めるため、食材の旬や献立内容に関する情報提供を推進します。
- 食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、「東海村学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づく対応を徹底するとともに、学校教職員、保護者との連携強化を図りながら、給食の安全を確保します。
- 児童生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を各小中学校で作成するとともに、食育をテーマにした動画配信や食育に関する基礎的な知識をデジタル化して発信するなど、食を身近に感じる環境の充実を図ります。

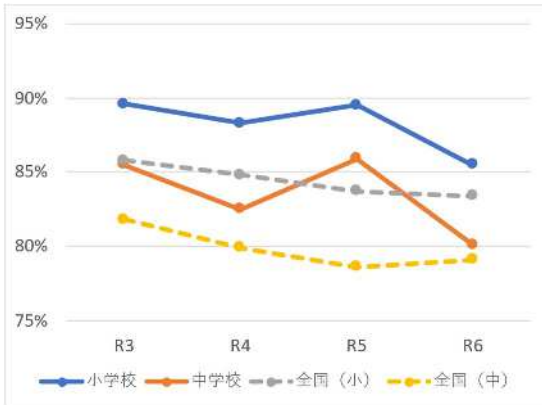


図 朝食を毎日食べる児童生徒の割合 \*1

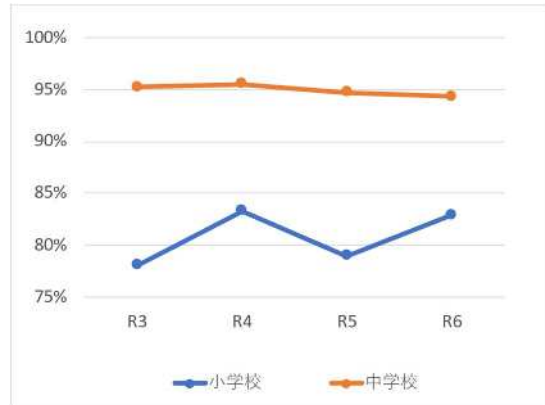


図 給食に東海村や茨城県でとれた食材が使われていることを知っている児童生徒の割合 \*2

指 標	R6 現状値	R12 目標値
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 *1	小学校 85.5% 中学校 80.1%	小学校 90% 中学校 85%
給食に東海村や茨城県でとれた食材が使われていることを知っている児童生徒の割合 *2	小学校 82.9% 中学校 94.3%	小学校 90% 中学校 96%

## 重点取組・事業

### ○学校給食を活用した食育

\*1 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

\*2 出典：村独自調査より

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ④ 特別支援教育の充実

##### 〈現状と課題〉

- 特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあることから、切れ目のない支援体制を構築するため、東海村子ども発達支援センターを設置し、心理士や言語聴覚士などの専門家を活用した支援や、関係機関との連携に取り組んでいます。
- 巡回相談・出向き相談を実施し、個々の情報共有・実態把握を通してより適切な支援や就学の相談を行っています。
- 各学校に特別支援学級を設置していますが、通級指導教室は未設置であるため、障がいのある児童生徒の学びを支えていくためには、通級指導教室の設置も含めた支援体制の強化や特別支援教育の充実を図る必要があります。

##### 取組方針

- 特別な支援を要する児童生徒に対する個別の支援については、東海村子ども発達支援センターの専門家による巡回相談や出向き相談を活用しながら、支援の流れを整理するとともに、幼児・児童生徒とその保護者が安心して学習に取り組むことができるよう支援体制を強化します。また、保護者や教職員に対し通級による指導を周知し、通級指導教室の設置に努めます。
- 教育支援委員会における協議に基づき、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性に応じた教育支援を行います。

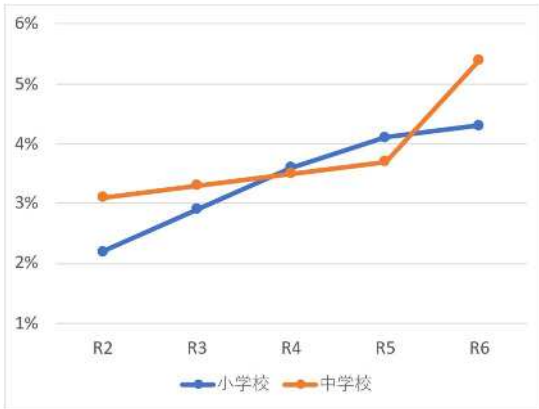


図 特別支援学級在籍児童生徒数の割合 \*1

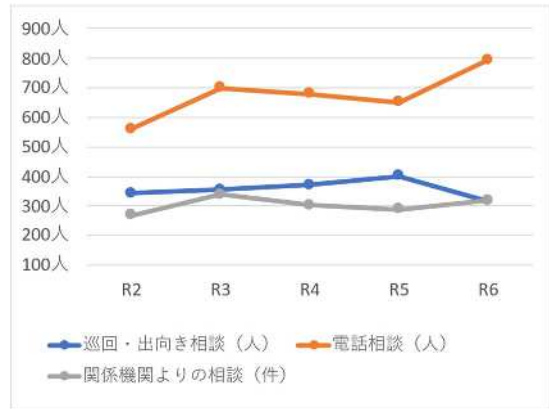


図 東海村子ども発達支援センターの各種相談人数

\*1 出典：特別支援教育における教育課程編制に関する調査（毎年5月1日実施）より

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ⑤ 教育DXの推進

##### 《現状と課題》

- GIGA スクール構想により一人1台端末の整備が進み、各学校で授業への活用が進められていますが、活用の頻度や活用能力においては全国と比較すると低い傾向が見られるため、ICT 機器を効果的に活用した授業改善の取組の推進と教員の実践力向上が求められます。
- GIGA スクール構想を推進し、学びを充実させるため、全学校の普通教室に電子黒板を配備し、授業におけるICT化を進めました。一方で、特別支援学級数の増加やICT機器の授業への活用の浸透により、電子黒板の追加配備や学校の様々な場所でのICT機器の活用のため、ネットワーク環境の拡充が求められています。
- 教員の働き方改革につながるよう、校務支援システムやICT機器の利便性の向上が求められています。

#### 取組方針

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるため、デジタル技術を活用し、児童生徒が自ら学び、考え表現する力を高める授業の実現を目指します。
- ICT 環境に関する児童生徒や教員のニーズと学校の実情を把握し、適切な機器選定と機器の充実、校内ネットワーク環境の拡充を図ります。
- ICT 機器の保守管理や業務サポートを適切に実施するとともに、教員の情報セキュリティに関する意識向上を図ります。
- ICT の整備にあたっては、茨城県における校務支援システムの共同利用化や、教員用端末と授業用端末を一本化する動きについて、その動向を注視し適切に対応します。

指 標	R6 現状値	R12 目標値
自分のペースで理解しながら学習を進めることができると思うと回答した児童生徒の割合 *1	小学校 82.4% 中学校 79.6%	小学校 86% 中学校 83%

\*1 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

※令和6年度からの質問事項（全国平均 小学生 85.5%、中学生 80.2%）

## 施策1 子どもの教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### ⑥ 経済的状況によらない質の高い学びの確保

##### ＜現状と課題＞

- 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助し、家庭の経済的な事情に左右されることのないよう、子どもの学びを支援しています。
- 高校・大学等への進学を希望しながらも経済的な理由により修学が困難な方には、無利子で奨学金を貸与することで、誰もが等しく教育を受ける機会を確保しています。
- 若い世代の経済的負担を軽減し、村内への移住・定住の促進と人材確保を目的に、奨学金返還支援を実施しています。対象者の返還状況等の実態を踏まえた支援の在り方について検討を進める必要があります。
- 物価高騰などにより社会情勢の厳しさが増している中、教育費にかかる負担も増加していることから、令和7年度に「こども・わかもの応援給付金」を創設し、子どもたちの学びや挑戦の機会を支援しています。
- スポーツ・文化活動の振興を図るとともに、保護者の負担を軽減するため、学校教育の一環として東関東大会以上への児童生徒の派遣に要する経費の一部を補助していますが、部活動の地域展開に伴う活動体制の変化への対応が求められます。

##### 取組方針

- 奨学金返還支援について、返還者の実態を把握しながら、より効果的かつ持続可能な支援の在り方の検討を進め、制度の見直しを行います。
- 部活動の地域展開に伴い、保護者の経済的負担が増加することのないよう、補助の在り方や支援内容について、実態に即した検討を進めます。
- 家庭の経済状況によらず、子どもたちが学び、挑戦できるよう、教育費負担軽減のための支援を行います。また、支援の必要な方が申請機会を逃すことがないよう、支援対象者に応じた周知を行います。

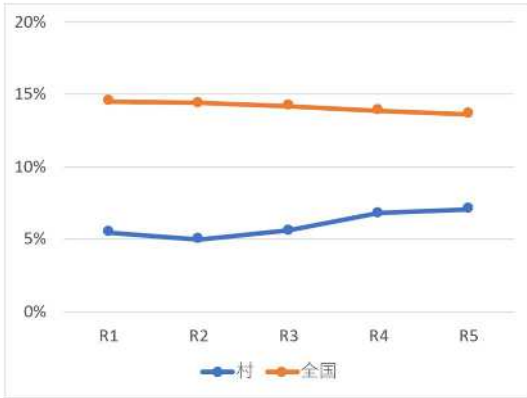


図 就学困難と認められる児童生徒の割合の推移 \*1

## 重点取組・事業

### ○こども・わかもの応援給付金支給事業

\*1 出典：就学援助実施状況等調査結果（文部科学省）より

## 施策1 子どもの教育の充実

### (2) 幼児教育の充実

#### ① 幼児教育の質の向上とこ保幼小の円滑な接続

##### ＜現状と課題＞

- 幼児の健やかな成長を促していくため、幼児一人ひとりの特性に合わせた指導を行い、支援が必要な幼児に対して教育・保育支援員を配置するほか、家庭や地域での生活を含め、幼児と体験や感動を共有する保護者の保育参加や地域の行事への参加など幅広い世代との交流により、園と家庭・地域社会との連携を深めています。
- 少子化の進展や共働き世帯の増加などにより預かり保育のニーズが高まっており、幼児一人ひとりの実情に合った居場所づくりを行っています。
- 幼児教育の質の向上については、現在、若手職員対象研修、中堅職員対象研修、管理職対象研修などの階級別のキャリア研修や専門的な研修、こ保幼小接続研修等を実施し、保育者の資質向上を図っています。また、2年に1度、東海村立幼稚園・こども園教育研究会指定園で研究発表を行い、保育の質の向上を図っています。
- 幼児教育と小学校教育の接続に関しては、文部科学省の「架け橋プログラム」におけるカリキュラムを小学校区ごとに作成し、令和8年度から試行していきます。また、スタートカリキュラム研修として、小学校での様子を公開したり、様々な研修・協議を通して、相互理解を深めたりしています。施設全体で接続の大切さの理解が広がっているところですが、継続的に組織的な理解を深めていく必要があります。

##### 取組方針

- 幼稚園では遊びや生活のすべてが学びになっていることを踏まえ、幼児がやりたいことができる環境を作ります。
- 預かり保育については、保育の計画と教育課程との関連を考慮して見直します。
- 保護者が安定した気持ちで子育てに関わることができるよう、地域の子育て拠点における保護者同士のつながりを支援し、保護者が孤立しない環境づくりを進めます。
- 幼児教育のさらなる質の向上のため、研修により保育の専門性を高めることに加え、組織や人材を育成する意識を高めるほか、よりキャリアに合った内容を学べる機会を作ります。
- 幼児教育と小学校教育のさらなる円滑な接続のため、毎年「架け橋プログラム」におけるカリキュラムのブラッシュアップを図ります。カリキュラムの見直しを通し、相互理解を深め、施設内で共有することで、組織的な理解の促進に繋げていきます。

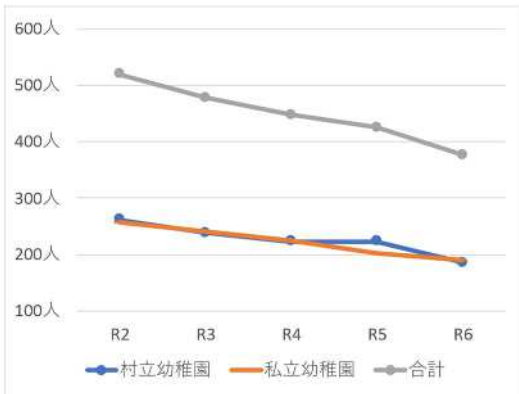


図 幼稚園入園者数の推移

## 重点取組・事業

○こ保幼小連携の推進

## 施策1 子どもの教育の充実

### (3) 学校環境の整備・充実

#### ① 学校施設の安全性と教育環境の向上

##### 《現状と課題》

- 「東海村公共建築物長寿命化保全計画」に基づき学校施設の改修を行い、長寿命化を図っています。小中学校8校のうち3校が築40年を超えているほか、残りの5校についても築15年程度経過し、計画的な改修工事や設備の更新を行う必要があります。
- 近年の猛暑の影響により、熱中症対策の観点から学校生活への制限が出ており、学校における空調設備整備が求められています。普通教室及び特別教室においては全小中学校で空調設備の設置が完了していますが、屋内運動場（体育館及び武道場）については冷風機の設置にとどまっています。
- 本村では公共施設の維持管理に関し、民間業者と公共施設包括管理業務委託契約を結んでおり、学校施設も対象となっています。設備等の保守点検業務や日常的な修繕業務等については、専門的な知見を持つ委託業者と情報共有、協議を行いながら実施しています。
- 学校敷地内には、老朽化・大木化した樹木が散見されることから、倒木等による事故防止のため計画的に剪定や伐採を行う必要があります。

##### 取組方針

- 学校施設について、児童生徒が安全に過ごすことができる環境を整備するため、計画的な長寿命化工事や設備改修、環境向上を進めます。
- 学校生活における熱中症事故の予防及び避難所としての機能向上のため、学校の屋内運動場にエアコンを設置します。
- 学校施設の維持管理については、公共施設包括管理業務受託者と連携し、施設の不具合発生未然防止に努めます。
- 樹木管理については、計画的な剪定や伐採に努めるとともに老朽化・大木化した樹木の伐採等により、環境維持に努めます。

指 標	R6 現状値	R12 目標値
屋内運動場のエアコン設置率	0%	100%

##### 重点取組・事業

- 小中学校の屋内運動場への空調整備【新規】

## 施策1 子どもの教育の充実

### (3) 学校環境の整備・充実

#### ② 教職員が安心して働くことができる環境の整備

##### ◀現状と課題▶

- 教職員の健康保持を目的として、労働安全衛生法に基づく健康管理体制を整備しており、ストレスチェックの実施や産業医による健康相談、職場環境の点検・改善などの取組を継続的に実施しています。
- 教職員のメンタルヘルス対策として実施しているストレスチェックについては、受検率や高ストレス者に対する医師の面接指導の実施率が低いことが課題となっています。
- 教職員の長時間勤務は減少傾向にあり、働き方改革の一定の成果が見られますが、依然として時間外勤務が多い時期や職員もいることから、業務負担の平準化を図りつつ、勤務実態の継続的な把握と改善に取り組む必要があります。

##### 取組方針

- ストレスチェックの受検率向上に向けて、受検の意義や必要性に関し理解が深まるよう周知に取り組むなど、全教職員が安心して受検できる体制の整備を進めます。
- メンタルヘルス不調を早期に把握し、適切に対応するため、産業医との連携により、面接指導などの専門的支援につなげます。
- 教職員が気軽に相談できるよう、各種相談体制の周知と整備を継続し、安心して働ける環境づくりに取り組みます。
- 教職員の働き方改革のさらなる推進に向けて、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、時間外在校等時間の削減や業務の効率化を図るとともに、心身ともに健康で安心して働ける職場環境を整備し、より良い教育の実現につなげます。
- 複雑化・多様化する児童生徒の問題や保護者クレームなどに迅速かつ適切に対応するため、教育現場経験者や法的根拠に基づいた助言や解決策を提示できる職員の配置や法務相談体制の整備について検討します。

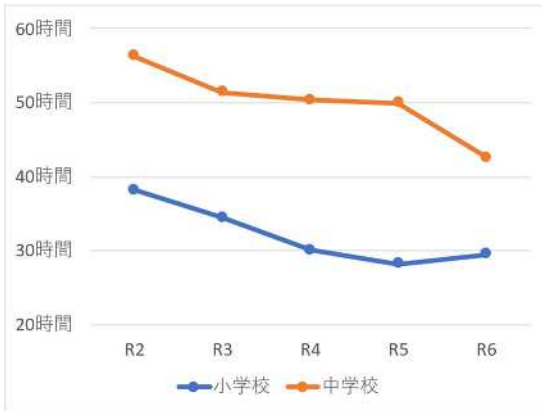


図 村立学校教育職員の時間外在校等時間の推移

指 標	R6 現状値	R12 目標値
村立学校教育職員の時間外在校等時間（1 か月あたり）	小学校 29.5 時間 中学校 42.5 時間	小学校 29 時間 中学校 30 時間

### 重点取組・事業

- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく教職員の働き方改革の推進

## 施策2 生涯学習の推進

### (1) こども・わかものの育成支援の充実

#### ① 豊かな人間形成と心身の育成

##### ア こども・わかものの活動・学習機会の充実

#### 《現状と課題》

- 歴史と未来の交流館の基幹事業として、「とうかいまるごと博物館」や「とうかい子どもキャンパス」、「学校連携事業（ジョイント授業）」を開催しており、子どもたちが村内の自然や歴史などに親しみながら学ぶ機会を提供しています。今後さらに、子どもたちの興味・関心を高めるには、講座内容や実施条件等を精査していく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査によると、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に対し、肯定的に回答した本村の児童生徒の割合が全国平均を下回っており、自己肯定感が低い状況です。そのため、子どもや若者が多くの人と関わりながら、様々な体験活動を積み重ねる機会を提供することにより、自己肯定感を高め、生きる力を育んでいくことが大切です。

#### 取組方針

- 子どもや若者が夢中になって取り組める活動や、心を動かされるような体験活動を通して気づきや学びが得られるよう、体験の質に目を向けた意図的かつ計画的な活動や学習機会を創出します。  
また、子どもや若者の意見を十分に尊重することで、自己肯定感や主体性の向上を図ります。
- 子どもや若者が社会の一員として地域活動に参加できるよう、様々な活動機会を提供するとともに、東海やったん祭実行委員会や東海村高校生会などの各種団体の活動を支援します。
- 若者へ社会的な期待や責任といった大人としての自覚、社会への積極的な参加を促すため、はたちの集いの実行委員の担い手を確保し、主体的で活発な活動となるよう支援します。

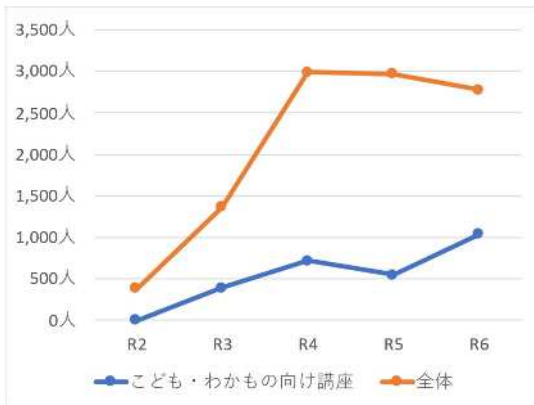


図 とうかいまると博物館における子どもや若者向け講座参加者数の推移

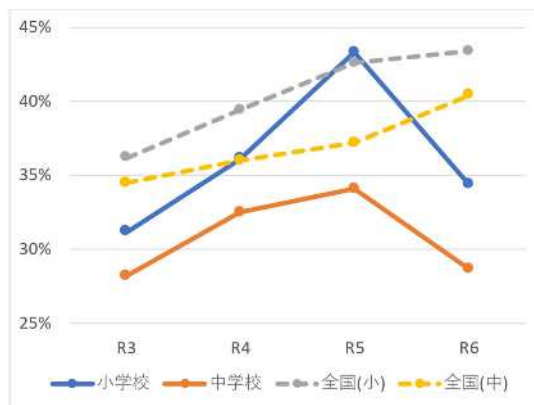


図 自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合 \*1

指 標	R6 現状値	R12 目標値
東海やったん祭における子どもや若者による出展割合	33%	50%
自分には良いところがあると回答した児童生徒の割合(再掲) *1	小学校 34.4% 中学校 28.7%	小学校 40% 中学校 35%
とうかいまると博物館における子どもや若者を対象とする開催講座への参加者数	1,037 人	1,200 人

\*1 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より（再掲：施策1 こどもの教育の充実 P.21）

## 施策2 生涯学習の推進

### (1) こども・わかものの育成支援の充実

- ① 豊かな人間形成と心身の育成
  - イ 家庭・地域とともに育む教育力の向上

#### 〈現状と課題〉

- 近年、地域社会との関わりの希薄化、核家族化・少子化等の家族形態の変化など、子どもを取り巻く社会情勢は急激に変化し、課題も多様化・複雑化しています。こうした状況下において、家庭と地域それぞれが持つ教育力を最大限に発揮しながら、子どもたちを育てていく必要があります。そのためには、青少年関係団体等と連携しながら、家庭と地域の教育力を向上させる取組を推進する必要があります。
- 子どもたちの生活基盤である家庭や地域コミュニティは、思いやりの心、生命を大切にす  
る心、人権を尊重する態度など、子どもの人格形成における基礎を育む重要な場です。こ  
れを踏まえ、学校で学んだ人権に関する知識を、家庭や地域コミュニティの中で肯定的に  
受け止め、日常生活の中で人権に配慮した態度や行動につながるよう、人権感覚を養って  
いく必要があります。

#### 取組方針

- 子育てや家庭での子どもとの関わり方などについて考える契機となり、家庭が果たす役割の重要性について理解が深められるよう、現在、幼稚園で開催している家庭教育講座の対象者を広げ、より多くの家庭へ学習機会を提供します。
- 人権問題などの社会的課題に関する講座については、開催時期や内容、周知方法等を見直し、より多くの子どもや若者の参加者の増加につなげます。
- 自然の中での遊びや体験活動を通じて、子どもたちの創造性や社会性を養い、心豊かな人間に育てるため、青少年育成東海村民会議や子ども会を始めとした団体等が実施する様々な活動を支援します。

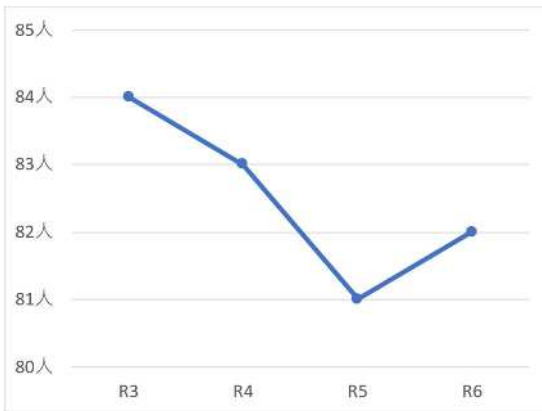


図 自然体験学習の旅参加者数（小中学生及びボランティアスタッフ）の推移

指 標	R6 現状値	R12 目標値
家庭教育講座の参加者数	113 人	300 人
自然体験学習の旅参加者数（小中学生及びボランティアスタッフ）	82 人	100 人

## 施策2 生涯学習の推進

### (1) こども・わかものの育成支援の充実

- ① 豊かな人間形成と心身の育成
- ウ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

#### 《現状と課題》

- 全ての小学校に学校運営協議会を設置し、学校運営に保護者や地域住民が参画する仕組みを構築しており、ボランティアによる登下校の見守りや授業補助、本の読み聞かせなど、地域と学校が連携した協働活動を推進しています。
- 継続的かつ効果的な協働体制の構築のため、地域学校協働本部の設置や地域との連携を担うコーディネーターの配置を進める必要があります。
- 中学校では、学校評議員制度を活用し保護者や地域からの意見を学校運営に活かしていますが、今後は学校運営協議会の設置に向けての取組を進めていく必要があります。

#### 取組方針

- 中学校への学校運営協議会の設置を進めることにより、コミュニティ・スクールとしての活動の充実を図り、地域と学校が連携・協力した学校運営体制を強化します。
- 地域学校協働本部の設置及びコーディネーターの配置に向けた具体的な検討を進め、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が円滑に機能するよう支援します。
- 地域の意見を学校運営に生かし、地域と協働した教育活動を推進する体制を整えることで、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。

指 標	R6 現状値	R12 目標値
コミュニティ・スクールの導入校数	村内6校	村内全8校

#### 重点取組・事業

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動推進

## 施策2 生涯学習の推進

### (1) こども・わかものの育成支援の充実

#### ① 豊かな人間形成と心身の育成

#### エ 部活動の地域展開の環境づくり・子どもの居場所づくり

#### 《現状と課題》

- 令和5年度から休日における部活動の地域展開を段階的に進め、生徒が希望する活動やレベルに応じた指導を地域で受けることができる環境づくりに取り組んできました。一方で、受け皿となる地域においては、指導者の確保に加え、受益者負担や事業費の安定的な確保が課題となっています。
- 部活動の地域展開を進めることで生徒の放課後や休日の活動の場が変わってきますが、活動の機会に格差が生じたり、活動する場を失うことがないように、生徒が安心して過ごせるよう、居場所づくりなどの対策を講じていく必要があります。

#### 取組方針

- 休日における部活動については、地域クラブへの全面的な移行を目指します。また、平日の部活動の地域展開についても、指導者の確保状況等を踏まえ、段階的に推進します。
- 子どもたちが安心して過ごせる居場所を村全体で整備する取組を進めるとともに、その情報を容易に入手できるよう村が一元的に管理し、情報発信していきます。  
また、居場所づくりにあたっては、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って考えるなど、子どもとともに居場所づくりを進めます。

指 標	R6 現状値	R12 目標値
地域展開した種目数	6 種目	14 種目
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくあると回答した生徒の割合 *1	中学校 41.2%	中学校 60%

#### 重点取組・事業

- 部活動の地域展開
- 子どもの居場所づくり【新規】

\*1 出典：令和6年度全国学力・学習状況調査結果・児童生徒質問紙調査結果より

## 施策2 生涯学習の推進

### (1) こども・わかものの育成支援の充実

- ① 豊かな人間形成と心身の育成
- オ 青少年の健全育成活動の充実

#### 〈現状と課題〉

- 近年、子どもや若者を取り巻く状況は、様々な問題行動に加え、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困など、課題が多様化・複雑化し、その実態が見えにくくなっており、個別事案に応じた指導・育成・保護などの対応が求められています。また、悩みを抱えながらも相談できない子どもや若者が安心して悩みを打ち明けられる環境を整えることも必要です。
- 不審者に関する情報が頻繁に報告されていることから、子どもを安全・安心に育てる環境づくりが地域社会の重要な課題となっており、見守り活動のさらなる強化が必要です。

#### 取組方針

- 悩みを抱える保護者や子どもの相談に対し、受容と共感を基本とした助言を行うことで相談しやすい環境を整えます。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。
- 青少年相談員による巡回活動や青少年に対する声かけ、相談などを地域の実情に応じて実施します。また、警察や関係団体等と連携することにより、青少年の問題行動の実態把握や研修会への参加を促進し、活動の充実と青少年相談員の資質向上を図ります。

指 標	R6 現状値	R12 目標値
青少年カウンセラーへの相談件数	210 件	294 件

## 施策2 生涯学習の推進

### (2) 多様な世代、多様な人々の学びの充実

#### ① 文化芸術活動の推進

##### 《現状と課題》

- 文化芸術活動の推進を図ることを目的に、本村で地域文化振興の中核を担う東海村文化・スポーツ振興財団と連携した取組を展開しています。
- 東海村文化祭や芸術祭の開催に向けた支援を行うことにより、村民の日頃の練習成果の発表の場や、来場者の観賞・体験をする機会を提供していますが、文化・芸術への興味・関心を持ち続けてもらうためには、魅力ある事業を企画する必要があります。
- 活動する多くの団体ではメンバーの高齢化が進んでいることから、村の文化・芸術推進の担い手の確保に向けた取組を支援していく必要があります。

#### 取組方針

- 文化・芸術を通じて豊かな心の育成を図るため、文化・芸術に触れる機会の創出や、伝統文化等を体験する場を確保するなど環境整備を進めます。
- 将来の文化・芸術の推進を担う人材を育成するため、世代を問わず、アーティストや文化団体が活躍する場や発表の機会を創出します。

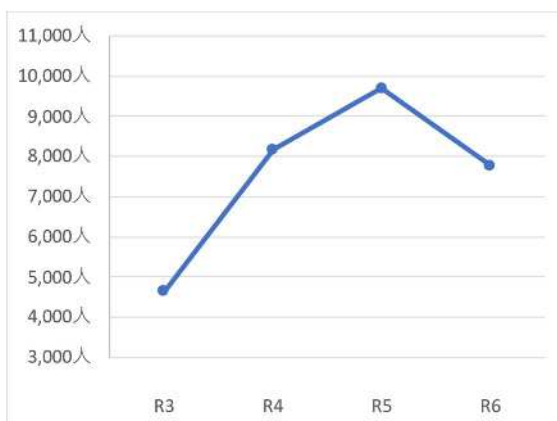


図 文化祭の来場者数の推移

指 標	R6 現状値	R12 目標値
文化祭の来場者数	7,772 人	9,000 人

## 施策2 生涯学習の推進

### (2) 多様な世代、多様な人々の学びの充実

#### ② 生涯スポーツの推進

##### 《現状と課題》

- 東海村文化・スポーツ振興財団や総合型スポーツクラブとの協働により、運動・スポーツに親しむきっかけづくりのために各種イベントを開催しているほか、東海村スポーツ協会と連携し、総合スポーツ大会の開催、加盟連盟の育成、地域指導者の学校への派遣等を行っています。
- 第2期東海村スポーツ推進計画における、村内成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率の目標値(60%以上)を達成するため、運動・スポーツに親しむ機会のさらなる創出や環境の充実を図る必要があります。
- 村内の学校施設を、スポーツ少年団や地域のスポーツ団体等の活動のために開放し、施設の有効活用と社会教育活動の推進を図っています。

##### 取組方針

- 運動・スポーツに親しむ機会創出の場として、引き続き、学校施設の開放や「スポーツフェスタ TOKAI」等のイベントの開催に取り組みます。
- スポーツイベントの開催にあたっては、幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、親子3世代で参加できる企画を充実させるなど、来場者や参加者の拡大に努めます。
- 本村と協定等を締結しているプロスポーツチーム等の試合を観戦・応援する機会や選手との交流の場を創出するなど、プロスポーツチーム等を活用した事業を進め、青少年の健全育成や地域活性化を図ります。
- 阿漕ヶ浦公園の有料公園施設(野球場・多目的グラウンド)を東海村スポーツ条例で定める施設に加え、スポーツ施設全体を一括管理することで、より専門性をもった事業展開によるスポーツ振興を図ります。

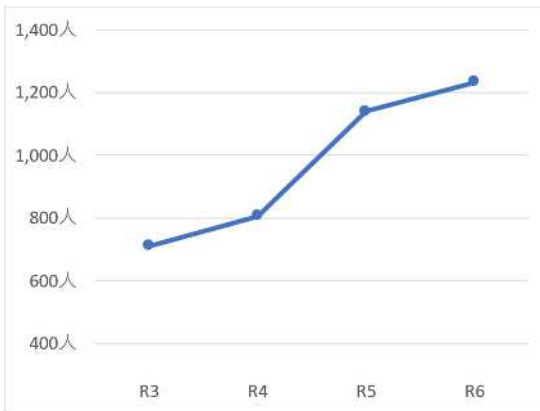


図 スポーツフェスタ TOKAI の参加者数の推移

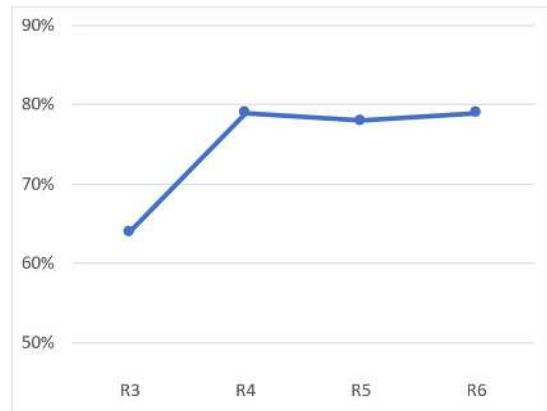


図 スポーツフェスタ TOKAI のアンケートでとても満足したと回答した割合の推移 \*1

指 標	R6 現状値	R12 目標値
スポーツフェスタ TOKAI の参加者数（アンケートでとても満足したと回答した割合 *1）	1,234 人 (79%)	1,300 人 (90%)

### 重点取組・事業

- 「第2期東海村スポーツ推進計画」の推進

\*1 出典：村独自調査による

## 施策2 生涯学習の推進

### (2) 多様な世代、多様な人々の学びの充実

#### ③ 生涯学習環境の充実

##### 《現状と課題》

- 自分らしく豊かな人生を送るため、誰もが生涯学習に取り組むことができる環境づくりが求められていることから、「とうかいまるごと博物館」「中央公民館講座」「とうかい子どもキャンパス」などの事業を通し、学習機会を提供しています。
- 村民のライフステージに応じた課題や社会的課題の解決につながる学びの機会を提供するとともに、学びの多様化に対応できるよう、学習ニーズを把握することが求められています。
- 東海村中央公民館では、村民団体による自主的な生涯学習活動が活発に行われていますが、会員数が減少傾向にある団体も増えています。

##### 取組方針

- アンケート調査等により世代やライフスタイルに応じた学習ニーズを把握し、現代的・社会的な課題への理解を深める講座を充実させるなど、幅広い世代が学び・体感できる魅力ある講座等の開催に努めます。
- 講座の開催方法を見直し、これまで参加が少なかった年代（子ども・若者・現役世代）の参加者の増加に努めます。
- 東海村中央公民館で活動する団体のPRを進めるとともに、会員数の増加や活動の活性化につながるよう支援します。

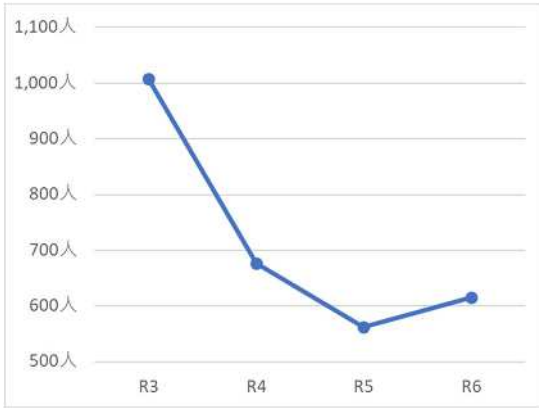


図 公民館講座の受講者数（延人数）の推移

指 標	R6 現状値	R12 目標値
とうかいまるごと博物館講座のうち、受講対象者を限定しない講座の数（生涯学習課が主催又は共催によるもの）	50 講座	60 講座
公民館講座の受講者数（延人数）	615 人	700 人

## 施策2 生涯学習の推進

### (2) 多様な世代、多様な人々の学びの充実

#### ④ 読書活動の推進

##### ◀現状と課題▶

- 東海村立図書館では、毎年、本や CD、DVD のほか、新聞、雑誌などの資料を整備していますが、資料の充実のためには、新しい資料を購入するだけでなく、劣化したロングセラーの買替も必要です。
- 家庭内での読書を育む「家読(うちどく)」、乳幼児からの読書を推進する「赤ちゃんタイム」「ブックスタート」などを実施したほか、イベントや展示を通して読書活動を推進しました。また、学校図書館や東海高校と連携した事業を実施しました。子どもの頃から読書に親しむ機会の提供に努めていますが、小中学生の不読率が上昇傾向にあることから、小中学生と本をつなぐ機会をさらに創出するとともに魅力的な選書が必要です。
- 読書環境向上のため、「いつでもどこでも村民ならだれでも使える図書館サービス」として東海村電子図書館を令和5年度にスタートしました。利用の促進にあたって、学校の全児童生徒に電子図書館の ID を配布したことにより、学校での朝読や調べ学習などにも活用されています。

#### 取組方針

- 令和7年3月に策定した「第4次東海村子ども読書活動推進計画」に基づき、地域、学校、行政機関等と協力・連携し、子どもたちの未来へつながる本との出会いを創出する読書活動の推進に努めます。
- 紙の資料と電子書籍を併用し、村民が読書に親しみ、生涯にわたり学習できるよう、図書館サービスの提供に努めます。また、電子書籍については、利用状況の分析などを通して、効果的な資料選定に努め、利用を促進します。

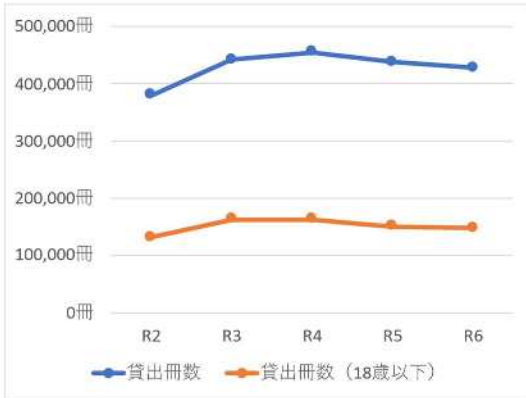


図 貸出冊数の推移

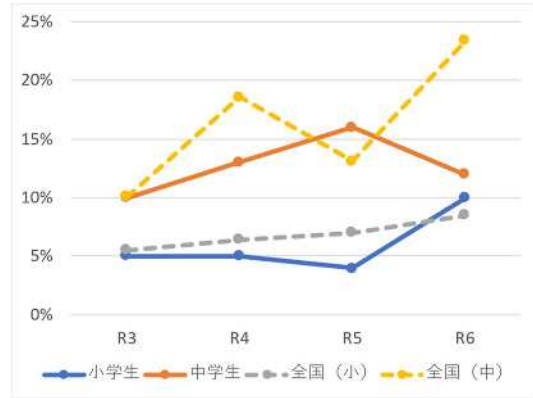


図 不読者の割合の推移 \*1

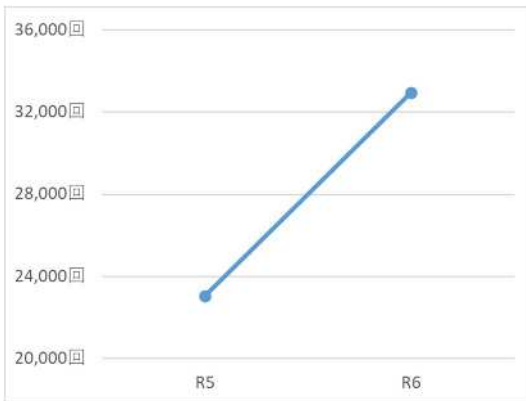


図 東海村電子図書館へのログイン数の推移



指標	R6 現状値	R12 目標値
貸出冊数 (図書、雑誌、視聴覚、電子資料) (18歳以下)	428,015 冊 (26,651 冊)	470,000 冊 (29,000 冊)
児童生徒の不読者の割合 *1	小学校 10% 中学校 12%	小学校 5% 中学校 10%
東海村電子図書館へのログイン数	32,964 回	34,000 回

## 重点取組・事業

○子どもの読書活動の推進 ○東海村電子図書館の利用促進

\*1 出典：村独自調査及び全国学校図書館協議会調査「学校読書調査」による

※学校読書調査では、5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒を「不読者」という

## 施策2 生涯学習の推進

### (3) 社会教育施設の整備・充実

#### ① 社会教育施設の整備・充実

##### ◀現状と課題▶

- 文化・スポーツ施設(東海文化センター・東海駅コミュニティ施設・東海村スポーツ施設)及び東海村中央公民館は、施設の老朽化が進んでいることから、施設全体の改修計画を策定していく必要があります。
- 令和3年7月24日に開館した歴史と未来の交流館は、村の歴史や自然を楽しく、わかりやすく学べる場であり、子どもたちが科学実験や工作などの活動に取り組める環境を備え、世代を問わず、体験・学習・交流ができる生涯学習の拠点となっています。今後も来館者の利用安全性と活動機会の確保、収蔵資料の適切な保存環境の確保が必要です。
- 東海村立図書館は、空調機器や照明器具のLED化などの大規模な更新を重ねながら施設維持に努めています。経年劣化に伴う設備機器の更新を計画的に実施しながら、子どもから大人まで読書に親しむことができる環境の維持・向上に努めていく必要があります。

#### 取組方針

- 社会教育施設の安全性と利便性を確保するため、日常点検や計画的な改修を図るとともに、将来人口や財政状況を踏まえた規模の適正化に努めます。
- 歴史と未来の交流館においては、来館者の利用安全性や活動機会の確保及び収蔵資料の適切な保存環境を維持するため、施設の運営・管理方法の改善を検討し、運営の効率化と質の向上を図ります。
- 利用者の利便性向上や情報提供の充実を図るため、施設予約のオンライン化の実施やSNS等を活用した情報発信を強化し、施設利用の促進に努めます。
- 東海村立図書館においては、「出会いと交流の図書館」のコンセプトを継続し、読書、学習、読書ボランティア活動など、村民が個人でもグループでも気軽に足を運ぶことのできる居場所としていきます。

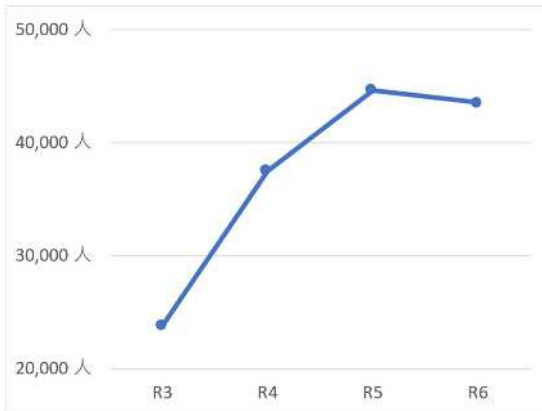


図 歴史と未来の交流館の来館者数の推移

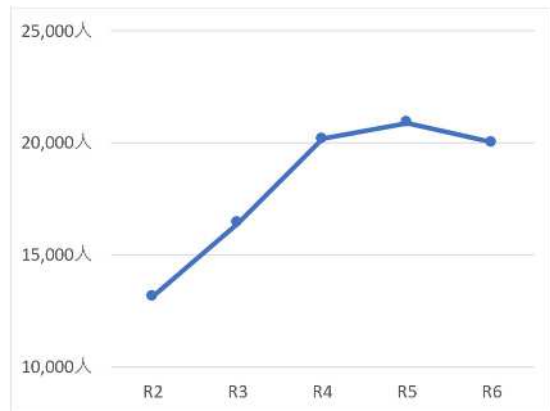


図 東海村中央公民館の利用者数の推移

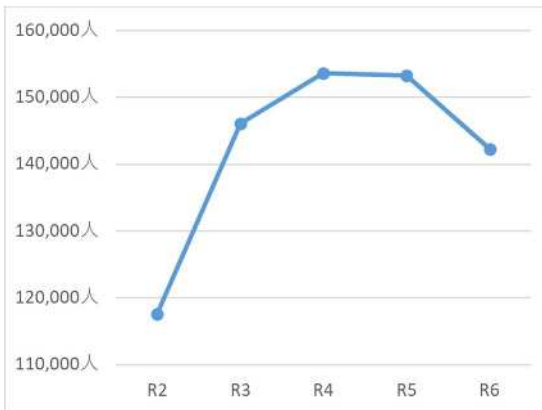


図 東海村立図書館の来館者数の推移



指 標	R6 現状値	R12 目標値
歴史と未来の交流館の来館者数	43,520 人	48,000 人
東海村中央公民館の利用者数	20,019 人	22,000 人
東海村立図書館の来館者数	142,242 人	150,000 人

### 施策3 次世代への継承

#### (1) 歴史・文化・自然の継承

##### ① 文化財の保護・活用

###### 《現状と課題》

- 村の歴史・文化を次世代へ継承するとともに教育の機会を確保するため、文化財の適切な保存、活用に努めています。
- 村内には幅広い時代の文化財が存在し、これまで、行政や所有者、村民、関係団体等、それぞれの主体によって、文化財の保存や活用の取組が行われてきましたが、価値観の多様化やコミュニティ機能の喪失などの社会状況の変化に伴い、文化財の維持管理や担い手育成等の課題が生じています。
- 村の自然については、概ね10年ごとに調査を実施し、報告書を刊行しています。前回の刊行が平成30年度であることから、改めて村内における自然環境の時空間的变化を調査し、記録する必要があります。

###### 取組方針

- 文化財保存活用地域計画の策定・推進を通じて、未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な把握・調査・保存・活用を推進します。また、すでに地域の文化財として活用されている「石神城跡」、「真崎古墳群」、「照沼家住宅」についても、継続的かつ計画的な保存・活用を推進します。
- 個人等所有の文化財を次世代に引き継ぐため、その修繕等の費用を支援します。
- 地域に存在する埋蔵文化財包蔵地（遺跡）における開発行為等を事前に把握し、現状保存又は適切な記録保存に努めます。また、開発等に伴う発掘調査で得られた出土資料は、展示や講座等を通じて村民に広く公開し、歴史的価値の継承に努めます。
- 村の自然環境の現状を調査するとともに、過去3回の調査報告を整理・分析し、報告書を刊行します。また、村の自然に対する村民の理解を深めるため、普及活動に取り組みます。

指 標	R6 現状値	R12 目標値
「文化財保存活用地域計画」の策定進捗率	—	100% (策定完了)

###### 重点取組・事業

- 「文化財保存活用地域計画」の策定・推進【新規】

### 施策3 次世代への継承

#### (1) 歴史・文化・自然の継承

##### ② 郷土愛の醸成

###### 〈現状と課題〉

- 「とうかいまるごと博物館」や「とうかいっ子育成プラン」、「企画展示」などの実施を通じて、ふるさと東海村を学び、その歴史や文化、自然を次世代へ繋ぐ取組を進めています。
- 村花のスカシユリについては、村民や各種団体、村内事業所の協力を得ながら増殖事業を進めていますが、現在、村の一部でしか生育が確認できない状況にあります。そのため、生育環境等の分析を進め、村内のいたる場所で観ることができるよう、植栽地の拡大を図る必要があります。
- 東海音頭を保存する取組においては、コロナ禍以降、運動会の短縮の影響等により、東海音頭を踊る学校が減少しています。また、少子高齢化の影響などもあり、東海音頭保存会の会員の高齢化や後継者不足といった課題もあることから、継承に向けた支援が必要です。

#### 取組方針

- 様々な媒体による文化財の保存・活用に関する情報発信を行い、歴史や自然に関する資料に日常的に触れる機会を提供するとともに、企画展、特別展、常設展示に関連したミュージアムトークやワークショップ等を実施することで、展示内容や地域への理解を促進し、郷土への愛着を育みます。
- 小中学校の生活科や総合的な学習の時間等において、連続性のある郷土学習プログラムである「とうかいっ子育成プラン」を展開することにより、郷土愛の醸成や、将来ふるさとに貢献したいと思える児童生徒の育成に努めます。
- 村花スカシユリへの関心を高め、増殖事業への協力者を増やすとともに、育成方法の研究を進め、植栽地の拡大を図ります。
- 教育・保育施設や地域のイベント等で東海音頭を踊る機会と東海音頭保存会の活躍の機会を創出し、継続的な普及に努めます。

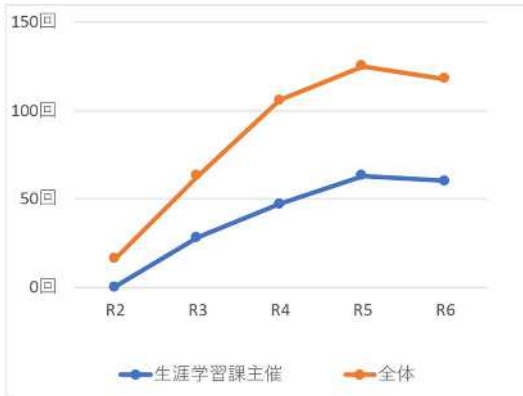


図 とうかいまるごと博物館講座等数の推移

指 標	R6 現状値	R12 目標値
とうかいまるごと博物館開催講座等数（生涯学習課主催のもの）	60 講座	65 講座
小中学校における「とうかいつ子育成プラン」の導入割合	—	100%

### 重点取組・事業

- 「とうかいつ子育成プラン」の推進

## 第5章 計画の推進体制

### 1 村民や関係機関等との連携

---

計画の推進にあたっては、村民、家庭、地域、企業、高等教育機関、スポーツ・文化芸術団体等と村が連携を図り、協働することで、村全体で一体となって計画を推進することを目指します。

また、大学やプロスポーツチーム等との連携協定により、官民共創による教育施策の取組を進めます。

### 2 計画の進行管理

---

計画の成果を着実にあげるため、「PDCAサイクル」の考え方に基づいた適切な進行管理を行います。

また、目標の達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施します。点検・評価の結果は、その後の施策の見直し等に活用し、教育の質の向上につなげていきます。

- 1 東海村教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 2 東海村教育振興基本計画策定委員名簿
- 3 児童生徒アンケートの結果について

## 東海村教育振興基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東海村教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、東海村教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育課長
- (2) 子育て支援課長補佐
- (3) 幼稚園長
- (4) 生涯学習課長補佐
- (5) 生涯学習課生涯学習担当係長
- (6) 図書館長補佐
- (7) 指導室指導主事
- (8) 東海村教頭会長
- (9) 保護者代表
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名を置き、学校教育課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、会議の結果について、教育長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この訓令は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。

東海村教育振興基本計画策定委員名簿

	所 属	委員氏名
1	学校教育課長	秋山 尊道
2	子育て支援課長補佐	田寄 由美子
3	学校教育課副参事（兼）幼稚園長	茅根 礼子
4	生涯学習課長補佐	豊嶋 潤
5	生涯学習課長補佐	藤田 敬
6	生涯学習課長補佐	安 美穂
7	生涯学習課係長	石井 美紀
8	図書館長補佐	小林 広卓
9	指導室指導主事	山崎 修
10	東海村教頭会長 （石神小学校）	清水 靖夫
11	保護者代表 （東海村小中学校 PTA 連絡協議会会長）	丹 大輔
12	学識経験者 （茨城大学大学院教育学研究科教授）	加藤 崇英
事務局	学校教育課 （企画総務担当）	須藤 博 海老澤 真知子 埴 詩織 藤咲 洋平

## 児童生徒アンケートの結果について

「東海村教育振興基本計画－とうかい教育プラン 2030－」の策定にあたり、児童生徒が描く将来像や、どのような力を必要と考えているか、また、日常生活の中で感じている幸福感を把握することを目的として、次の内容でアンケートを実施し、計画策定の参考としました。

- (1) 実施期間 令和7年10月6日～令和7年11月14日
- (2) 実施方法 Google フォーム
- (3) 対象者 村立小学校6学年及び村立中学校2学年 725名
- (4) 回答数 605件（回答率 83.4%）
- (5) アンケート内容

### 質問1 将来どんな人になりたいですか？（複数回答）

（提示した選択肢の中から、考えに近いものを3つまで選択）

- 思いやりがあり、やさしい人
- 失敗してもあきらめずにいろいろなことにチャレンジする人
- 自分で考え、自分から行動できる人
- 夢や希望を持ち、人生を送る人
- 家族や友だちを大切にする人
- 自分と違ういろいろな考えを認められる人
- 地域や社会のいろいろな問題解決に取り組むことができる人
- 世界でかつやくできる人
- その他（ ）

### 質問2 そのために、どんな力が必要だと思いますか？（複数回答）

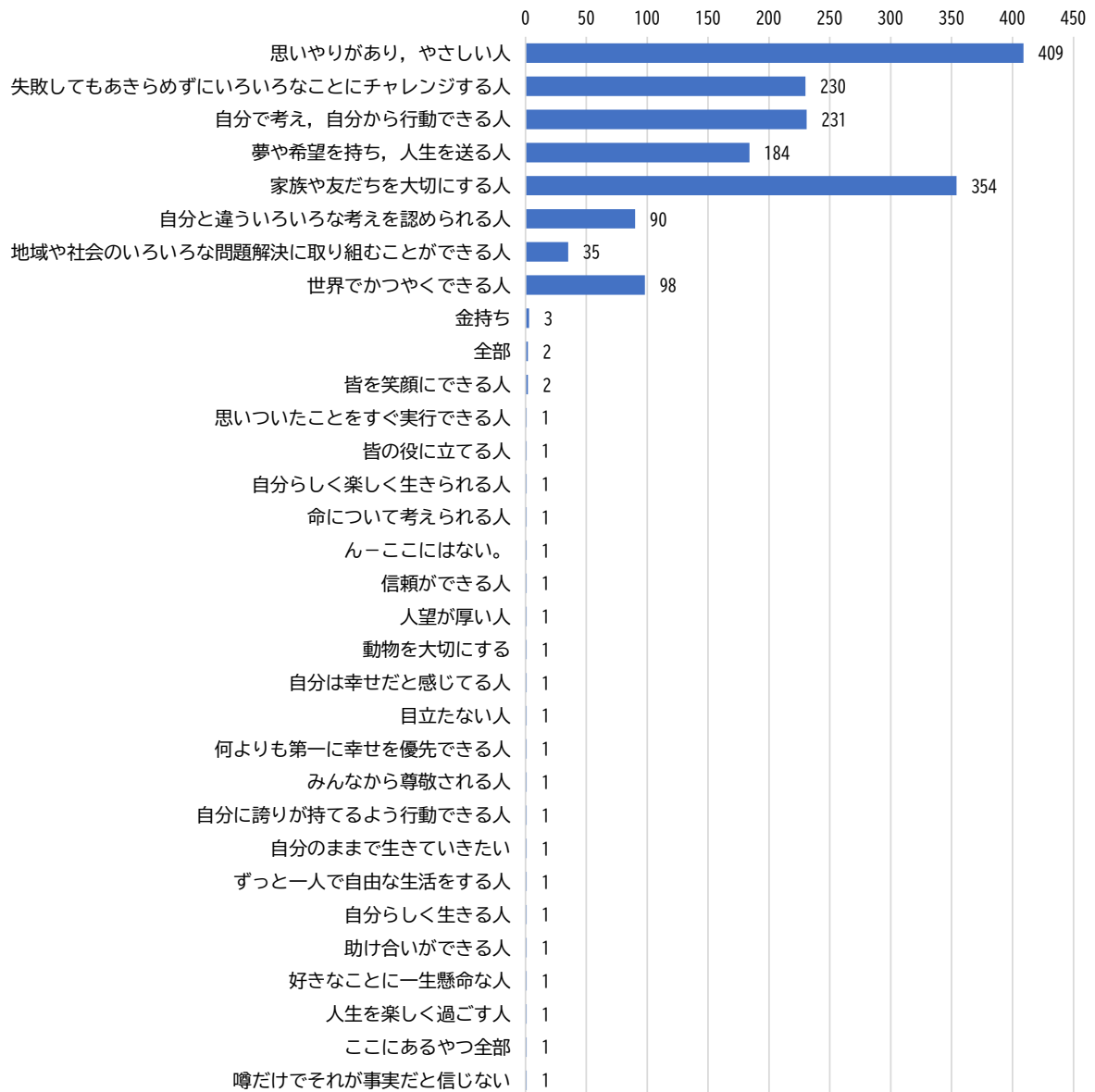
（提示した選択肢の中から、考えに近いものを3つまで選択）

- まわりの人を思いやる力
- いろいろな考えや意見を尊重する力
- 自分の考えや気持ちを表現する力
- いろいろな人と協力する力
- 失敗を恐れずにがんばる力
- 新しいものや考えを生み出す力
- 違う意見の人と歩み寄って、解決方法をみつける力
- 意見をまとめるリーダーシップ
- いろいろな知識や技術
- 社会の中で必要な常識やきまりを守る人
- その他（ ）

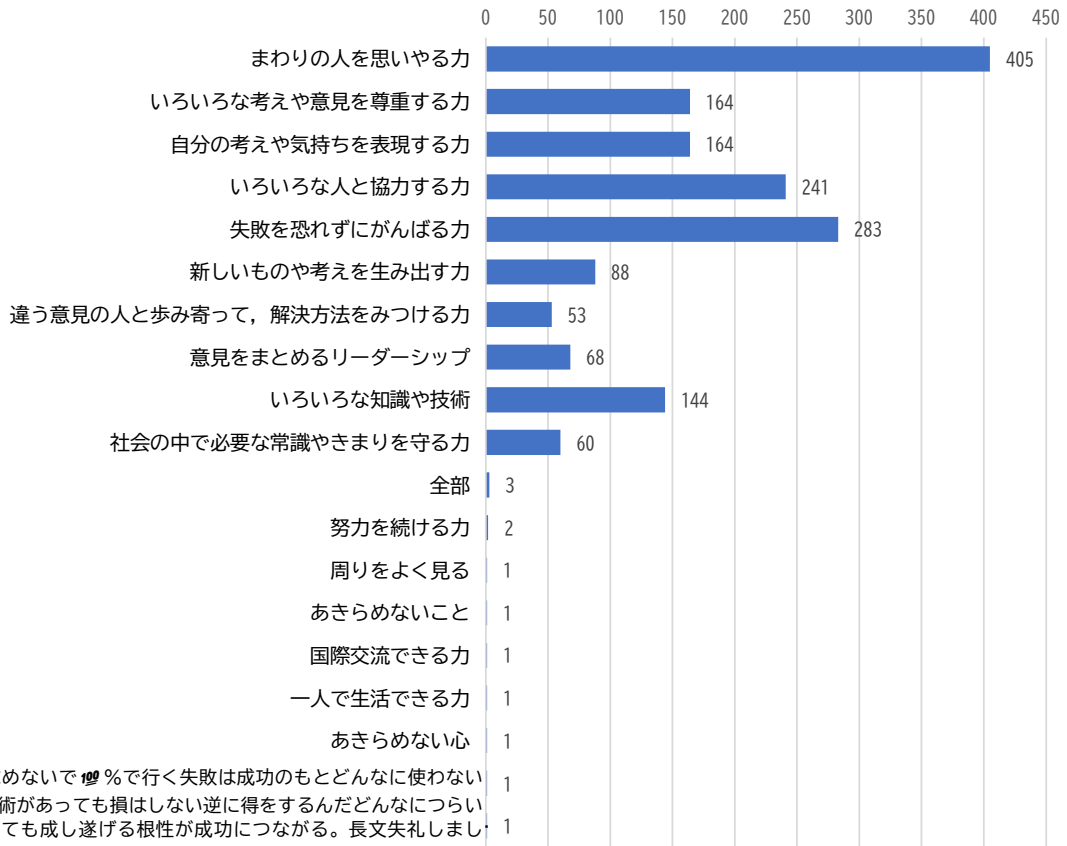
### 質問3 あなたは、どんなときに幸せを感じますか？（自由記述）

## (6) アンケート結果

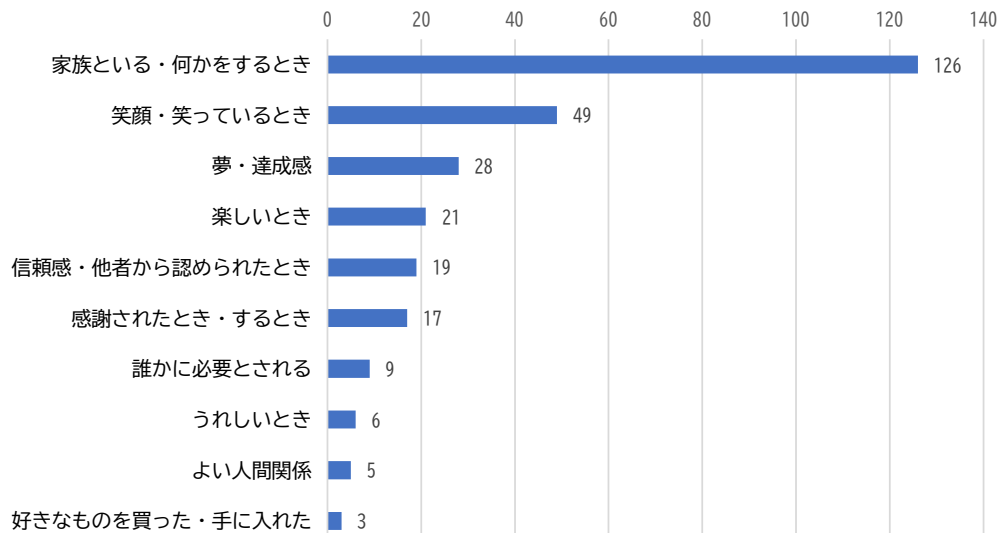
### 質問1 将来どんな人になりたいですか？（複数回答）



質問2 そのために、どんな力が必要だと思いますか？（複数回答）



質問3 あなたは、どんなときに幸せを感じますか？（自由記述）



※回答の中からキーワードを拾い集計。1人につき複数個集計

### ○質問3のその他の意見

「普通に生活できること」「自分のことがわかる」「悩んでいる時に誰かが歩み寄り相談に乗ってくれたとき」「毎日ご飯が食べられること」「自分の考えや、人の考えが、程よく一緒に結論として出た時」「寝る前」「今普通の生活が出来ているとき」「いつもの日常」「うまれたこと、生きれること、死ぬること、衣食住がある事、気持ちがある事、学校に来てみんなで勉強するとき」「お金をたくさん持っているとき」「学校に通って友達に会うこと。」「生きられること」「戦争のない当たり前ではない今の生活」「学校に行けて生活できること」「いつも通りの日常」「自分の思い通りになったとき」「常に幸せなので特にありません。」「普通に生きていること」「疲れた時に食べるごはん」「自分の周りにたくさんの方がいてくれること(家族、親族、友達など)、普段と変わらない生活を送れていること」「寝る前」「生きてるとき」「今生きられているということ」「今のよう暮らしができてるとき」「休み時間 家の自由時間」「みんながいる時」「自由になれた時」「周りのみんなに幸せを届けたり、作ったりできたとき」「みんなが幸せ暮らせる戦争のない世界」「大切な人といられるとき」「幸せなことをしたとき」「朝ごはんが食べれること」「みんなを幸せに」「毎日元気に学校に登校できていること」「喧嘩がない」「人のために頑張っている人を見たとき」「大切な人と一緒にいられること。」「静かで落ち着いてるとき」「平和に暮らせること」「宿題がない日」「生きていること」「友達と笑いあって、家族とごはんを食べる平凡な日常」「温かいご飯が食べられること、きれいな水が飲めること、大切な人、信頼・そうだんできる人がいること、帰る家があること、きれいな服がきれいすること、学校に通えることなど」「生活の中にあるささいなこと」「今幸せです」「平和」「当たり前のように学校生活や部活の練習を行えていること」「充実した生活を送れているとき」「負の感情を感じないとき」「自由な生活」「家にいるとき」「応援されてるとき」「何でもできる時間」「自由な時」「プロサッカー選手になって旅行をプレゼントしたいです」「生きていると思うこと、人生を楽しく過ごすこと、大切だと思ってくれること」「自然がたくさんあること」「今、信頼できる家族や友達、親友がいて自分のために色々手を尽くしてくれる人がいること」「人に優しくできたとき」「自分のこと」「機嫌がいつもの5倍よい日 天気が良い日 とてもすっきりした時」「数えきれないほどあります幸せです」「人に優しくできる人」「先生と話すとき」



東海村教育振興基本計画 ーとうかい教育プラン 2030ー

●発行年月:令和8年3月

●編集・発行:東海村教育委員会

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL:029-282-1711 FAX:029-282-7944